

## 平成29年度 文教委員会資料②

### 【所管事務の調査（報告）】

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドラインの策定について

資料1 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン（案）」に関するパブリックコメント手続の実施結果について

資料2 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン」新旧対照表

資料3 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン

市 民 文 化 局

(平成29年11月9日)

# 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン(案)」に関するパブリックコメント手続の実施結果について

## 1 概要

近年、本邦外出身者であることを理由として、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が、全国的に社会問題化しており、本市においても、ヘイトスピーチデモが行われてきました。このたび、ヘイトスピーチが行われなかったための方策の一つとして、本市施設の利用申請に対して適切な判断ができるよう、利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準とする「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン(以下「ガイドライン」といいます。)(案)」を取りまとめ、市民の皆様から御意見を募集しました。

その結果、922通(意見総数2,053件)の御意見をいただきましたので、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

## 2 意見募集の概要

題名	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン(案)」について
意見の募集期間	平成29年6月20日(火)から平成29年7月19日(水)まで
意見の提出方法	電子メール、ファックス、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政だより(平成29年7月1日号掲載)</li> <li>・市ホームページ</li> <li>・紙資料の閲覧</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-left: 20px;">         かわさき情報プラザ、公文書館、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、図書館(本館・分館)、市民館(本館・分館)、市民文化局人権・男女共同参画室       </div>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページ</li> <li>・紙資料の閲覧</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-left: 20px;">         かわさき情報プラザ、公文書館、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、図書館(本館・分館)、市民館(本館・分館)、市民文化局人権・男女共同参画室       </div>

### 3 結果の概要

意見提出数（意見数）		922通	（2,053件）
（内訳）	電子メール	827通	（1,860件）
	ファックス	81通	（169件）
	郵送	9通	（12件）
	持参	5通	（12件）

### 4 御意見の内容と対応

ガイドライン（案）の内容に対する御意見として、全国に先がけた取組であると評価する意見や一刻も早い策定を求める意見など、本案の趣旨に沿った意見が多く寄せられましたが、一方で、憲法違反である等ガイドライン策定に反対する意見や、今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なる意見なども寄せられました。

また、ガイドラインの内容の明確化を求める意見があったことから、一部文言を加除修正し、ガイドラインを策定します。

#### 【対応区分】

- A：御意見を踏まえ、案を加筆・修正するもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C：今後取組を進める中で参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる御意見）

#### 【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) ガイドラインの策定や趣旨に関する こと	34	449		670		1,153
(2) ガイドライン（案）の定義・対象に 関すること	19			130		149
(3) ガイドライン（案）の利用制限に関 すること		19	6	125		150
(4) ガイドライン（案）の審査・判断に 関すること	1	59	5	150		215
(5) その他		36		18	332	386
合計	54	563	11	1,093	332	2,053

具体的な意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

## 5 具体的な意見の内容と市の考え方

※本とりまとめ結果における「ヘイトスピーチ」とは、原則として「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）

第2条に定める不当な差別的言動をいいます。したがって

- ①対象が「本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの」であること
  - ②「差別的意識を助長し又は誘発する目的」を有すること
  - ③「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として」いること
  - ④「本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する」ものであること
- 以上、4つの要件を満たすものとしています。

※「言動要件」とは、当該施設利用において、不当な差別的言動の行われるおそれが客観的事実に照らして具体的に認められる場合で、「迷惑要件」とは、その者等に施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的事実に照らして明白な場合をいいます。

### （1）ガイドラインの策定及び趣旨に関すること

#### ①ガイドラインの趣旨について

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	ガイドライン（案）を支持する。大いに賛成する。高く評価する。ガイドラインが必要である。 （同様意見ほか163件）	公の施設においてヘイトスピーチが行われないよう、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準を明確にするため、本ガイドラインを策定する必要があると考えています。 本市では、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らしていくことができる多文化共生社会の実現をめざしています。今後も着実に取組を進めてまいります。	B
2	川崎市の断固たる姿勢を支持する。全国に先駆けた取組は素晴らしい。川崎市に敬意を表する。多文化共生に取り組んでいる川崎市を誇りに思う。 （同様意見ほか36件）		
3	行政機関が人権被害を未然に防ぐことに賛成する。人権を守る上で重要である。 （同様意見ほか36件）		
4	他の自治体のモデルケースとして素晴らしい取組である。日本全国に良い効果が波及することを願う。素晴らしい取組を全国に発信し続けてほしい。 （同様意見ほか102件）		
5	公の場でのヘイトスピーチは規制するべき。公共施設の利用を制限するのは当然のことである。 （同様意見ほか31件）		
6	ヘイトスピーチを伴う行為を規制することに賛成する。事前にある程度の規制が必要である。 （同様意見ほか8件）		

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
7	憲法に違反しない範囲で利用制限が課せられることに整合性があると思う。	公の施設においてヘイトスピーチが行われないよう、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準を明確にするため、本ガイドラインを策定する必要があると考えています。 本市では、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らしていくことができる多文化共生社会の実現をめざしています。今後も着実に取組を進めてまいります。	B
8	一刻も早くガイドラインを制定してほしい。 (同様意見ほか121件)	本ガイドライン策定後、所要の手續等のための準備期間及び一定の周知期間が必要と考えており、適切な運用に向け、早急に取組を進めてまいります。	D
9	ガイドラインを積極的に実行してほしい。実行力のある規制になることを期待している。ヘイトスピーチ減少のきっかけとなる。権限と誇りを持って対処してほしい。 (同様意見ほか8件)	公の施設においてヘイトスピーチが行われないよう、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準を明確にするため、本ガイドラインを策定する必要があると考えています。 各施設の所管組織と情報の共有・調整を行いながら、公の施設においてヘイトスピーチが行われないよう、本ガイドラインに基づき適正な取組を推進してまいります。	B
10	ヘイトスピーチに反対である。ヘイトスピーチがなくなることを願う。全国にヘイトスピーチ撲滅の動きが起こってほしい。 (同様意見ほか28件)	本ガイドラインは、公の施設においてヘイトスピーチが行われないよう、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準とするものです。 本ガイドラインにより、ヘイトスピーチを許さないという本市の姿勢を明確に示すことで、ヘイトスピーチの抑止が図られるものと考えておりますので、今後も着実に取組を進めてまいります。	B
11	ヘイトスピーチをする人も何かしらの理由があつてのことだと思つるので、その人達の考えも考慮しながら進めてほしい。 (同様意見ほか2件)	特定の民族や国籍の人々を地域社会から排除することを煽動するヘイトスピーチが行われることは、深刻な問題と考えております。 本市では、「川崎市人権施策推進基本計画」に掲げる「あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止」という基本理念に基づき人権施策を総合的に推進してまいります。	D
12	ヘイトスピーチが起きる原因を考えるべき。日本人は、好きでやっているわけではない。		

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
13	表現・言論の自由の侵害である。集会・言論の自由を保障する憲法に違反する。言論弾圧だ。 (同様意見ほか95件)	ヘイトスピーチ解消法の制定により、ヘイトスピーチは許されないという国の意思が明確に示されました。 本市でも、法の趣旨を踏まえ、公の施設においてヘイトスピーチが行われないよう、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準を明確にするため、本ガイドラインを策定する必要があると考えています。 本市が、公の施設の利用を制限する場合には、表現の自由に対する過度の制約にならないよう、本ガイドラインに基づき、適切な運用を進めてまいります。	D
14	日本人への言論弾圧である。日本人に対する差別である。日本国民のみに不利益を課すのはやめてほしい。法の下での平等に反する行為である。 (同様意見ほか47件)	ヘイトスピーチ解消法第2条において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」が定義されていますが、法律案に対する附帯決議では、同法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処されることとされています。 本市としても、同法の趣旨を踏まえ、適切な対応をしてまいります。	D
15	特定の民族だけ優先的に人権が守られるのは、おかしい。 (同様意見ほか3件)		
16	日本人へのヘイトスピーチも取り締まるべきである。 (同様意見ほか28件)		
17	ガイドライン策定に反対である。ガイドラインは不必要。撤回すべき。よく検討してほしい。川崎市の取組に反対である。 (同様意見ほか82件)	ヘイトスピーチ解消法の制定により、ヘイトスピーチは許されないという国の意思が明確に示されました。 本市でも、法の趣旨を踏まえ、公の施設においてヘイトスピーチが行われないよう、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準を明確にするため、本ガイドラインを策定する必要があると考えています。 本ガイドラインにより、ヘイトスピーチを許さないという本市の姿勢を明確に示すことで、ヘイトスピーチの抑止のための取組を進めてまいります。	D
18	罰則規定を設けないヘイトスピーチ解消法の趣旨に反する。規制すべきでない。 (同様意見ほか18件)		

## ②ガイドライン策定の目的について

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
19	市民の安全と尊厳を守り、人権被害を未然に防ぐという市の姿勢を明確に示してほしい。 (同様意見ほか26件)	御意見を踏まえ、本市としては、ヘイトスピーチの解消が多文化共生社会の推進につながると考え、1頁1目的に、「本ガイドラインを策定し、多文化共生社会を推進していくものである。」と追加しました。	A

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
20	1頁 1 目的に、「本ガイドラインの運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する自由と権利を不当に侵害することのないように留意しなければならない。」とあるが、留意は不要である。 (同様意見ほか1件)	御意見を踏まえ、本市としては、権利を侵害することがあってはならないと考え、1頁 1 目的の最下段の「留意」を削除しました。	A
21	策定の目的は、憲法上の価値を保護することにあると明記すべきである。 (同様意見ほか4件)	御意見を踏まえ、本市としては、法令遵守を重要と考え、1頁 2 経緯(1)本市の基本的立場に、「ア 憲法及び法令を尊重遵守しなければならない。表現の自由等の人権について、その安易な規制は避けなければならない。」を追加しました。	A
22	ガイドライン策定の目的は、人種差別の根絶にあることを明記してほしい。 (同様意見ほか3件)	本ガイドラインは、公の施設においてヘイトスピーチが行われないよう、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準とするものです。 「川崎市人権施策推進基本計画」に掲げる「あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止」という基本理念に基づき、今後も人権施策を総合的に推進してまいります。	D
23	「人種差別を助長し、又は煽動することを認めない」という文言を付加してほしい。	ヘイトスピーチ解消法第2条に定める差別的言動の定義に「差別的意識を助長し又は誘発する目的」が明記されています。同法の制定により、そこに定められた差別的言動は許されないと国の意思が明確に示されました。 法の趣旨を踏まえ、本ガイドラインに基づきヘイトスピーチ対策の取組を推進してまいります。	D
24	ヘイトスピーチを目的とする集会を制限するのは地方公共団体の役割であることを目的に明記すべき。 (同様意見ほか1件)	ヘイトスピーチ解消法第4条第2項において、地方公共団体の責務が示されています。 法の趣旨を踏まえ、本ガイドラインに基づきヘイトスピーチ対策の取組を推進してまいります。	D
25	「人種差別撤廃条約」など国際条約を含めるべき。	ヘイトスピーチ解消法成立時の衆参両議院の法務委員会による附帯決議において、同法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、ヘイトスピーチに対し適切に対処されることとされています。 本ガイドラインの「4 定義」において、「ヘイトスピーチ解消法成立時の附帯決議についても特段の配慮の上、適切に対処すべきである。」と明記しておりますことから、本ガイドラインに基づき着実に取組を進めてまいります。	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
26	地方自治体が差別を許さない姿勢を示すことが必要。ハイトスピーチは許されるものではないことを明確に示してほしい。 (同様意見ほか3件)	特定の民族や国籍の人々を地域社会から排除することを煽動するハイトスピーチが行われることは、深刻な問題と考えております。 多文化共生のまちづくりを進めてきた本市として、ハイトスピーチは許さないという姿勢を明確に示すとともに、多文化共生について理解を深めるため、人権教育、人権意識の啓発活動を推進してまいります。	B
27	川崎市の強い意志を示してほしい。市の考え方を周知することが必要である。 (同様意見ほか1件)		

### ③ハイトスピーチの規制について

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
28	ハイトスピーチの規制を強化してほしい。ハイトスピーチの根絶を望む。毅然とした厳しい対策を取ってほしい。罰則を与える規定を作してほしい。 (同様意見ほか81件)	ハイトスピーチ解消法の制定により、ハイトスピーチは許されないという国の意思が明確に示されました。本ガイドラインは同法の趣旨を踏まえて策定されるものであり、ハイトスピーチを許さないという本市の姿勢を明確に示すことにより、その抑止が図られるものと考えております。 ハイトスピーチの解消に向けて、引き続き様々な対策を推進してまいります。	D
29	ハイトスピーチを行う、または過去に行った団体には公共施設の利用を許可しないしてほしい。ハイトスピーチをする蓋然性が高い個人・団体に施設を貸さないのが当然。差別主義団体などの公共施設の利用に反対。 (同様意見ほか67件)	ハイトスピーチは許されるものではありませんが、本市が、公の施設の利用制限を行う場合には、表現の自由に対する過度の制約にならないようにしなければなりません。 各施設の所管組織が、利用申請に対する判断を行う際には、申請者・団体側のインターネットでの情報発信等や活動歴等を勘案の上、総合的に判断するために、必要な情報収集に努めるなど、本ガイドラインに基づき、適切な運用を進めてまいります。	D
30	ハイトスピーチを行う団体の指定・登録をすべきである。 (同様意見ほか3件)	本ガイドラインは、公の施設においてハイトスピーチが行われないよう、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準とするものです。	D
31	差別を煽動する目的であれば、公共施設の利用を許可しない措置を取るべきである。 (同様意見ほか2件)	憲法で保障された表現の自由等にも十分配慮しながら、ハイトスピーチ解消法第2条が定める言動に対し必要な措置を講じ、ハイトスピーチの抑止のための取組を進めてまいります。	D
32	特定の団体のデモや集会を規制することに反対である。ハイトとレッター貼りするのは、おかしい。 (同様意見ほか1件)		
33	神奈川県警と連携し、公共施設だけでなく、道路も使用禁止にすべきである。宣言をしてほしい。 (同様意見ほか22件)	道路の使用許可等については、集会、集団行進及び集団示威運動に関する県の条例等に基づき、神奈川県公安委員会が判断するものですが、ハイトスピーチ対策については、適切な取組を進めてまいります。	D
34	デモ街宣でハイトスピーチを現認した場合は即やめさせるべきである。		

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
35	ガイドラインだけでは施設を利用できないに過ぎず、差別煽動を目的としたデモを禁止することはできないのではないか。	本ガイドラインは、公の施設においてヘイトスピーチが行われないう、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準とするものであり、本ガイドラインにより、道路で行われるデモを禁止することはできません。 道路の使用許可については、集会、集団行進及び集団示威運動に関する県の条例に基づき、神奈川県公安委員会が判断するものですが、ヘイトスピーチ対策については、適切な取組を進めてまいります。	D

#### ④表現の自由について

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
36	人の心を傷つけるヘイトスピーチは、決して「表現の自由」のもとで守られる権利ではない。 (同様意見ほか64件)	人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、個人の尊厳を傷つけ、差別的意識を助長又は誘発するヘイトスピーチは許されるものではありませんが、憲法で保障されている表現の自由との関係から、ヘイトスピーチに該当するかどうかは、個々の事例ごとに慎重に判断される必要があるものと考えています。 各施設でヘイトスピーチが行われないう、本ガイドラインに基づき、適切に運用してまいります。	D
37	許されないヘイトスピーチと認めなければならない表現の自由はきちり分けるべき。 (同様意見ほか4件)		
38	「表現の自由」その他憲法の保障する自由と権利の侵害に配慮されていることに賛同する。 (同様意見ほか13件)	ヘイトスピーチは、許されるものではありませんが、憲法で保障されている表現の自由への配慮も大変重要と考えております。 利用制限の判断に当たっては、慎重に判断し、適正に運用してまいります。	B
39	憲法が保障する集会や表現の自由を侵す恐れがあるので、表現の自由には十分配慮すべき。 (同様意見ほか7件)		
40	表現の自由を脅かすカウンターデモについても市の施設を貸すべきでない。 (同様意見ほか1件)	本ガイドラインは、公の施設における利用制限の検討・判断を行う際の拠るべき基準として策定するものです。 施設利用許可の判断に当たっては、施設管理者が、各施設の設置・管理条例等に基づき、適正に運用してまいります。	D
41	ヘイトスピーチと言われている言動は反日本国言動に対する批判の言動であり、決して差別的言動ではない。	ヘイトスピーチ解消法第2条に「本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、事由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。」とヘイトスピーチの定義が明記されています。 本市としても、同法の趣旨を踏まえ、ヘイトスピーチが行われないう、様々な取組を進めてまいります。	D

(2) ガイドライン(案)の定義・対象に関すること

① 不当な差別的言動の定義について

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
42	対象を適法居住者に限定すべきでない。「適法に居住する」は不要である。法を犯している人を差別しているように感じる。 (同様意見ほか7件)	ヘイトスピーチ解消法第2条に「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、事由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。」と定義されており、本ガイドラインにおける不当な差別的言動の定義については、ヘイトスピーチ解消法の定義に従って定めております。	D
43	「本邦外出身者」に限定せず、日本人を含む社会におけるマイノリティ全員を対象にするべき。ヘイトスピーチ解消法にとらわれず、可能な限り、対象を拡大すべきである。 (同様意見ほか4件)	本市としては、憲法及び法令遵守を基本的な考え方としており、ヘイトスピーチ解消法成立時の衆参両議院の法務委員会による附帯決議などにも特段の配慮の上、適切に対処してまいります。	
44	不当な差別的言動の4つの要件を満たさなくても規制すべきである。 (同様意見ほか4件)	本市として、憲法及び法令遵守を基本的な考え方としており、本ガイドラインについては、ヘイトスピーチ解消法の趣旨を踏まえて策定しています。	
45	不当な差別的言動の定義があいまいである。不当な差別的言動は、何を指すのか明確にすべき。判断する基準を明確にすべき。何がヘイトに当たるのか、人によって考え方が違う。 (同様意見ほか29件)	ヘイトスピーチに該当するか否かについては、事案ごとに状況・文脈に応じて個別具体的に判断される必要があると考えています。	
46	ヘイトスピーチの定義における「地域社会からの排除、差別」という要件が非常に曖昧かつ不明瞭である。恣意的な言論規制に使用される可能性が大きい。		D
47	2頁に掲載の例示への侮辱罪に関する判例を追加することを提案する。	本ガイドラインは、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例に基づき利用制限を検討・判断する場合の拠るべき基準として策定するものです。 他の法律の要件に該当する場合には、当該法律が適用されます。	
48	公職選挙法の適用を受ける選挙運動等の判断については、公職選挙法だけでなくヘイトスピーチ解消法にも基づいて行うと明記してほしい。 (同様意見ほか24件)	本ガイドラインは、公の施設においてヘイトスピーチが行われないよう、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準とするものです。 また、本ガイドラインは選挙運動等についてのものでなく、当該部分は注意的な記載に過ぎません。個人演説会等の選挙運動での施設利用につきましては、各施設の所管組織が、公職選挙法に基づき適切に判断してまいります。	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
49	<p>選挙運動等においても不当な差別的言動は許されない。ガイドライン案では「同法に基づいて判断」との一文を削除すべきである。</p> <p>仮に上記の文章を残す場合には、以下の文言を追加すべきである。</p> <p>「なお、選挙運動等においても、「不当な差別的言動」が許されないことは当然のことである。」</p>	<p>本ガイドラインは、公の施設においてヘイトスピーチが行われぬよう、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準とするものです。</p> <p>また、本ガイドラインは選挙運動等についてのものでなく、当該部分は注意的な記載に過ぎません。個人演説会等の選挙運動での施設利用につきましては、各施設の所管組織が、公職選挙法に基づき適切に判断してまいります。</p>	D

## ②対象について

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
50	<p>「これ（公の施設）以外の本市の施設」がどのような施設を意味するのか、また、対象外となる施設も明記してほしい。</p> <p>（同様意見ほか18件）</p>	<p>本ガイドラインで対象としている施設は、地方自治法第244条第1項に定める「公の施設」（指定管理者制度導入施設を含む。）であって本市の設置・管理条例で定めるものです。「これ（公の施設）以外の本市の施設」とは、例えば「川崎市総合自治会館」のように、普通財産として貸し付けており、管理運営を委託しているようなケースを想定しています。</p>	D
51	<p>「これ（公の施設）以外の本市の施設」の判断に関して、「必要があると考える」は不要で「判断する」としてほしい。</p> <p>（同様意見ほか18件）</p>	<p>御意見を踏まえ、より本市の考え方を明確化するため、2頁 3 対象の最下段の「必要があるもの」と考える。」を削除し、「施設の設置・管理者が適切に判断する。」と修正しました。</p>	A
52	<p>「公の施設」は、誰もが利用できる権利がある。利用制限するべきでない。</p> <p>（同様意見ほか1件）</p>	<p>「公の施設」とは、「普通地方公共団体が、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設ける施設」をいい（地方自治法第244条第1項）、「正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」とし（同条第2項）、さらに、「住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取り扱いをしてはならない」（同条3項）と規定されています。</p> <p>ただし、公の施設に関するそれぞれの設置・管理条例は、予め不許可にできる場合を定めており、本ガイドラインは、既存条例の規定の解釈・運用基準を示すものです。</p> <p>利用許可の判断に当たっては、本ガイドラインに基づき、適切な運用を進めてまいります。</p>	D
53	<p>「公の施設」に限定せず、すべての施設を対象とすべき。</p> <p>（同様意見ほか6件）</p>	<p>本ガイドラインでは、対象を「公の施設」としていますが、これ以外の本市の施設に関しても、ガイドラインの対象となる施設に準じて、ヘイトスピーチ解消法の趣旨を踏まえ、各施設の所管組織が設置・管理条例に基づく施設管理権の行使により適切に対応してまいります。</p>	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
54	市民館など屋内施設の利用制限はすべきでない。 (同様意見ほか11件)	本ガイドラインは、公の施設においてハイトスピーチが行われないう、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準とするものですが、当該施設の性質・形態を考慮する必要がありますと考えています。 市民館の会議室のように閉鎖型で個々に独立した形態の施設と公園等の屋外施設とは状況異なりますので、当該施設の性質・形態を勘案した上で、各施設の所管組織が設置・管理条例に基づく施設管理権の行使により適切に対応してまいります。	D
55	市民館など屋内施設も利用制限すべき。 (同様意見ほか1件)		
56	公道も対象とすべき。街頭でのハイトスピーチも禁止する条項を盛り込むべき。 (同様意見ほか8件)	道路の使用許可については、神奈川県公安条例に基づき、神奈川県公安委員会が適正に判断するものと考えており、本ガイドラインに盛り込むべき内容ではないと考えています。 ハイトスピーチ解消法の趣旨を踏まえ、本ガイドラインに基づきハイトスピーチ対策の取組を推進してまいります。	D
57	ハイトスピーチによって在日コリアンの方々に悪影響を及ぼす場所での使用は許可すべきでない。 (同様意見ほか1件)	本ガイドラインは、公の施設であって本市の設置・管理条例で定めるものを対象とするものですが、これ以外の施設についてはハイトスピーチ解消法の趣旨を踏まえ、施設等の管理者が適切に判断する必要があると考えております。	D
58	子どもに視点を向けて考えてほしい。児童が通う学校や、その通学路、学生がよくいる図書館などの子どもが多くいると思われる公の施設は基本的に許可を出さないようにしていくべきである。	本ガイドラインは、公の施設においてハイトスピーチが行われないう、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準とするものですが、当該施設の性質・形態を考慮する必要がありますと考えています。 施設利用許可の判断に当たっては、施設管理者が各施設の設置・管理条例に基づき適正に判断してまいります。	D

### (3) ガイドライン（案）の利用制限に関すること

#### ①利用制限の考え方

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
59	その申請者が過去に他地方自治体にてヘイトスピーチを行っていたとしても、初回の利用許可申請時に関しては原則必ず許可すべきである。その理由として利用不許可措置がやはり「表現の自由」を抑制する措置である以上、第三者委員会において不許可相当の判断が下されたとしても、1度は利用機会を与えるべきだからである。	本ガイドラインは、ヘイトスピーチが行われる可能性の度合いにより、「警告」「条件付き許可」「不許可」「許可の取消し」といった4段階の利用制限を行うことができることとしています。 そのうち「言動要件」に加え、「迷惑要件」を満たすと判断された場合は、「不許可」「許可の取消し」を行うことができるとしています。その判断に当たっては、恣意的にならないよう、第三者機関から事前に意見聴取を行い、慎重に判断してまいります。	D
60	ヘイトスピーチを行っている個人または団体へは、暴力団排除条例に準ずる措置をすること。	ヘイトスピーチは許されないものではありませんが、公の施設はできる限り多くの市民の皆様にご利用していただくための施設であることから、利用制限を行うに当たっては、憲法で保障された表現の自由の過度の制限に及んではないと考えています。その利用制限の判断に当たっては、慎重に対応してまいります。 なお、暴力団排除条例については、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で指定された個人や団体を対象とするものであり、準ずるためにはその法的根拠が必要であると考えます。	D
61	5 「公の施設の利用制限に関する基本指針」(1)「利用制限の考え方」の、「表現の自由に対する過度の制約にならないよう配慮しなければならない。」とあるが、「配慮」を取るべき。「配慮」が含まれていると、「配慮」すれば「過度の制約」をしても良いとの誤解を与える可能性があるため。	ヘイトスピーチは許されないものではありませんが、公の施設はできる限り多くの市民の皆様にご利用していただくための施設であることから、利用制限を行うに当たっては、憲法で保障された表現の自由の過度の制限に及んではないと考えております。 本ガイドラインは、公の施設における利用制限を行う際の拠るべき基準を明確にしたものであることから、本ガイドラインに基づき適切に運用してまいります。	D
62	利用制限の考え方について、「表現の自由に対する過度の制約にならないよう配慮しなければならない。」はとて分かりにくく基準が曖昧である。どこまでが表現の自由なのか検討すべきである。 (同様意見ほか3件)	ヘイトスピーチ解消法の制定により、ヘイトスピーチは許されないものと明確にされ、法務省が実施した「ヘイトスピーチに関する実態調査」では、一般的にヘイトスピーチと指摘されることが多い3つの類型を示しています。 本ガイドラインにおいても、この3類型を参考として示すとともに、様々な表現活動における判断については、どのような言動がヘイトスピーチ解消法第2条に定める「不当な差別的言動」に該当するかは、事案ごとに状況・文脈に応じて個別具体的に判断される必要があると明記しております。	D

## ②利用制限の種類について

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
63	<p>公の施設の利用許可の申請に対して、表現の自由を考慮した上で「警告」「条件付き許可」「不許可」「許可取消し」と4つの項目を設けたことは差別的言動の解消のための初めての参照基準ができたといえる。これによってヘイトスピーチから市民を守る事が出来るものとする。</p> <p>(同様意見ほか12件)</p>	<p>本ガイドラインは、ヘイトスピーチが行われる可能性の度合いにより、「警告」「条件付き許可」「不許可」「許可の取消し」の4段階の利用制限を行うことができることとし、その判断方法や手続などを示したものです。</p> <p>本ガイドラインの適切な運用により、ヘイトスピーチの抑止が図られるものと考えております。</p>	B
64	<p>利用制限に関する手続についてもどのような過程を踏んだうえで施設の利用の可否を判断するかといったことが丁寧に書かれていてよい。</p> <p>(同様意見ほか1件)</p>	<p>本ガイドラインは、ヘイトスピーチが行われる可能性の度合いにより、「警告」「条件付き許可」「不許可」「許可の取消し」といった4段階の利用制限を行うことができることとし、そのうち「不許可」「許可の取消し」については「言動要件」に加え、「迷惑要件」を満たすと判断されるときに限って行うことができますとしております。</p> <p>さらに、「不許可」「許可の取消し」の判断に当たっては、判断及び手続の公正性・公平性・透明性を担保するため、第三者機関から事前に意見聴取を行い、慎重に判断してまいります。</p>	B
65	<p>公の施設の利用許可の申請に対して、「警告」「条件付き許可」「不許可」「許可取消し」と4つの項目を設けているが、不許可などの決断をするに当たり、どのように運用されるのか具体的に分かりやすく説明すべきである。</p> <p>(同様意見ほか4件)</p>	<p>本ガイドラインは、ヘイトスピーチが行われる可能性の度合いにより、「警告」「条件付き許可」「不許可」「許可の取消し」といった4段階の利用制限を行うことができるとし、そのうち「不許可」「許可の取消し」については「言動要件」に加え、「迷惑要件」を満たすと判断されるときに限って行うことができる基準を示し、さらに、判断及び手続の公正性・公平性・透明性を担保するため、第三者機関から事前に意見聴取を行うこととしています。</p> <p>実際の運用に当たっては、様々な事案に対しても、この基準により適切に運用できるものと考えております。</p>	D
66	<p>規制基準はかなり厳格かつ明確で限られた範囲のものにならざるをえない。</p>	<p>不許可処分については、「言動要件」に加え、「迷惑要件」を満たすと判断されるときに限って行うことができるとしています。また、表現の自由の制約が過度にわたることがないように、慎重に運用してまいります。</p>	B
67	<p>「警告」「条件付き許可」「不許可」「許可の取消し」を行った個人や団体については、その氏名や団体名を公表するなど、制裁の面を強化してほしい。それが難しければ、市が上記処分を行った際は、処分を行ったことを公表する仕組みを設けてほしい。</p>	<p>本ガイドラインでは、利用制限を行った場合は、その処分内容等につき、適時公表することとしております。</p>	B

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
68	<p>警告は行政指導である以上、あくまでも相手方の任意又は合意を前提として行政目的を達成しようとするものであり、差別的な発言をしようとする者は、警告が突きつけられたからといって差別的発言を止めるとは思えないので、効力を発揮しないと思う。</p> <p>(同様意見ほか1件)</p>	<p>ヘイトスピーチが行われる可能性の度合いにより利用制限を4段階で行うこととしており、警告は、その可能性が高くはないがあると判断された場合に行うものです。</p> <p>また、警告は文書で行うとしており、一定の抑止になるものと考えております。</p>	D
69	<p>行政指導の一環として警告を発することができるとしているが、少しでも可能性が感じられた場合は不許可にするべきだと思う。</p>	<p>ヘイトスピーチが行われる可能性の度合いにより、「警告」「条件付き許可」「不許可」「許可の取消し」といった4段階の利用制限を行うことができることとし、そのうち「不許可」「許可の取消し」については「言動要件」に加え、「迷惑要件」を満たすと判断されるときに限って行うことができるとしております。</p>	D
70	<p>「条件付き許可」について、不当な差別的言動が行われる可能性が高いが、具体的に明らかとまでは言えない場合に、「ヘイトスピーチ解消法が定める不当な差別的言動を行わないこと」といった条件を付した上で許可処分を行うことができるとしているが、不当な差別が行われる可能性が高いことが最初から把握できているのなら、最初から不許可にしてもいいのではないかと感じた。</p> <p>(同様意見ほか2件)</p>	<p>公の施設はできる限り多くの市民の皆様にご利用していただくための施設であることから、利用制限を行うに当たっては、憲法で保障された表現の自由の過度の制限に及んではないと考えています。さらに「不許可」「許可の取消し」の判断に当たっては、判断及び手続の公正性・公平性・透明性を担保するため、第三者機関から事前に意見聴取を行い、慎重に判断してまいります。</p>	D
71	<p>自治体が、ヘイトスピーチを許せば、ヘイトスピーチにお墨付きを与えることになる。憎悪を煽る行為は、社会の平和を脅かす行為、暴力であるから、禁止されなければならない、不許可にすべきで、条件付き許可は必要ない。</p>		
72	<p>差別的発言のおそれがある団体の公の施設利用に関して、当日のリハーサル等を行わせ、配布資料等の提出および検閲をする。</p>	<p>公の施設はできる限り多くの市民の皆様にご利用していただくための施設であることから、利用制限を行う場合には、憲法で保障された表現の自由や集会の自由に対する過度の制限に及んではないものと考えます。</p> <p>各施設の所管組織が、利用申請に対する判断を行う際には、申請者・団体側のインターネットでの情報発信等や活動歴等を勘案の上、総合的に判断するために、必要な情報収集に努めるなど、本ガイドラインに基づき、適切な運用を進めてまいります。</p>	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
73	<p>「条件付き許可」をした団体がそれを守らなかった場合は、以降の許可をしないとか罰則を設けるなど強い対応を検討してほしい。</p> <p>(同様意見ほか5件)</p>	<p>各施設の所管組織は、申請の都度「ヘイトスピーチの行われるおそれが客観的な事実」に該当するか否かの判断をするに当たり、その該当性が利用申請書等の記載から明らかでない場合は、申請者・団体側の情報発信（告知内容）等を確認するほか、申請者・団体の性質及び活動歴等も勘案の上、各施設の設置・管理条例に基づき、総合的に判断してまいります。</p> <p>「条件付き許可」を受けた団体がそれを守らなかった事実については、次回同様の申請があった場合、総合的判断を行う際の判断要素の1つになるものと考えます。</p>	D
74	<p>公の施設の利用制限は「警告」及び「条件付き許可」が限界であり、それが、憲法及びヘイトスピーチ対策法の主旨にかなうものである。</p> <p>(同様意見ほか4件)</p>	<p>本ガイドラインは、公の施設においてヘイトスピーチが行われないよう、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準とするもので、ヘイトスピーチが行われる可能性の度合いにより、「警告」「条件付き許可」「不許可」「許可の取消し」といった4段階の利用制限を行うこととしております。</p> <p>このうち「不許可」「許可の取消し」については「言動要件」に加え、「迷惑要件」を満たすと判断されるときに限って行うことができるとし、その適用については、憲法で保障された表現の自由や集会の自由に対する過度の制限に及んではならないものと考えております。</p>	D
75	<p>この利用制限の考え方における「警告」と「条件付き許可」はあまり効果がなく、ガイドラインの説明ではすり抜けのための理由になってしまうので、許可するのであれば無くても良いと思う。少しでも疑わしいのなら、それはヘイトスピーチであるという疑いを持ちながら判断すべきだと思う。</p> <p>(同様意見ほか2件)</p>		
76	<p>警告をした上で条件付き許可をすべきであると考えます。</p>	<p>本ガイドラインは、公の施設においてヘイトスピーチが行われないよう、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準とするもので、ヘイトスピーチが行われる可能性の度合いにより、「警告」「条件付き許可」「不許可」「許可の取消し」といった4段階の利用制限を行うこととしております。</p> <p>「警告」は、各施設の所管組織において、ヘイトスピーチが行われる可能性が高いはないと判断された場合に行うこととし、「条件付き許可」は、ヘイトスピーチが行われる可能性が高いが、具体的に明らかとまでは言えない場合に行うこととしています。</p>	C

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
77	<p>憲法でも表現の自由は保障されているが、このガイドラインでは事前に規制がされるということだ。事前規制もどこまで憲法にかかわっているのか。検閲の禁止も憲法で保障されている。どこまで調べて不許可にするのかなどが明確でなく疑問だ。</p>	<p>ヘイトスピーチが行われる可能性の度合いにより、「警告」「条件付き許可」「不許可」「許可の取消し」といった4段階の利用制限を行うことができることとしていますが、公の施設はできる限り多くの市民の皆様にご利用していただくための施設であることから、利用制限を行う場合には、憲法で保障された表現の自由や集会の自由に対する過度の制限に及んではならないものと考えます。</p> <p>なお、「不許可」、「許可の取消し」については、「言動要件」と「迷惑要件」を満たす場合に限り行うことができるとするとともに、判断及び手続の公正性・公平性・透明性を担保するため、第三者機関から事前に意見聴取を行い、慎重に判断してまいります。</p>	D
78	<p>「不許可」「許可の取消し」については、言動要件及び迷惑要件の両方を満たす必要があるが、一方のみの場合どのような対応となるのか明記してほしい。</p> <p>また、言動要件は満たすが、迷惑要件は満たさない場合(逆も含む)についての明確化してほしい。</p>	<p>ヘイトスピーチが行われる可能性の度合いにより、「警告」「条件付き許可」「不許可」「許可の取消し」といった4段階の利用制限を行うことができることとし、そのうち「不許可」「許可の取消し」については「言動要件」に加え、「迷惑要件」を満たすと判断されるときに限り行うことができるとしております。</p> <p>したがって、「言動要件」のみの場合は、ヘイトスピーチが行われる可能性の度合いにより「警告」又は「条件付き許可」の対応になります。</p> <p>なお、「迷惑要件」のみの場合は、施設管理者が、本来の施設管理権を適切に行使することになります。</p>	D
79	<p>公共施設の使用が不許可となった団体や許可を出したあとで実際に公共施設でヘイトスピーチが行われた場合などは、その後の活動について調査する必要がある。</p> <p>(同様意見ほか2件)</p>	<p>各施設の所管組織は、申請の都度「ヘイトスピーチの行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合」に該当するか否かの判断をするに当たり、各施設の設置・管理条例に基づき、総合的に判断してまいりますので、前回の使用実績については、次回申請時に、総合的判断を行う際の判断要素の1つになるものと考えます。</p>	D
80	<p>申請者の過去の言動を理由に不許可とすることは、前科者に烙印を押して差別するのと同じであり、基本的人権を侵害する。</p> <p>最高裁判例によれば、不許可とする迷惑要件は、放火、爆破事件など明白な危険がある場合であって、言論のみによって規制することは憲法違反である。</p> <p>(同様意見ほか1件)</p>	<p>ヘイトスピーチ解消法により、ヘイトスピーチは許されないものとされましたが、公の施設はできる限り多くの市民の皆様にご利用していただくための施設であることから、利用制限を行う場合には、憲法で保障された表現の自由の過度の制限に及んではならないと考えております。</p> <p>「不許可」、「許可の取消し」の判断に当たっては、判断及び手続の公正性・公平性・透明性を担保するため、第三者機関から事前に意見聴取を行い、慎重に判断してまいります。</p>	B

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
81	「警告」「条件付き許可」に関して、それぞれ警告文、条件文の例が示されているが、来年3月末の施行を待たずにすみやかに申請書類に明記し、周知を図るべきである。 (同様意見ほか4件)	本ガイドラインの施行に関わらず、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例に定める施設管理権の行使に当たり、必要に応じて対応してまいります。	C

### ③「言動要件」「迷惑要件」について

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
82	ヘイトスピーチにおける問題は「深刻な人権侵害」であり、「危険の発生」まで条件が及び必要はなく、ヘイトスピーチ解消法に照らしても、迷惑要件は不要と考える。 公の施設の利用制限に関する基本方針の中の「不許可」「許可の取消」要件として、「迷惑要件」を削除してほしい。 (同様意見ほか40件)	地方自治法第244条第2項は「普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。」と定めています。「正当な理由」に該当するかどうかは、個別具体的に判断することになりますが、一般的には、利用に当たり使用料を払わない場合、利用者が予定人員を超える場合、その者に利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険があることが明白な場合、その他施設の利用に関する規程に違反して利用しようとする場合は「正当な理由」に該当すると解されています。	D
83	このガイドラインには昨年川崎市人権施策推進協議会の提言にはなかった「その者などに施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実を照らして明白な場合(迷惑要件)」が入っているが、これはヘイトスピーチに苦しむ市民の尊厳を守るとしたこれまでの姿勢とかけ離れたものであると言わざるを得ない。この部分については削除すべきである。 (同様意見ほか1件)	また、同条第3項は「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」と定めています。「不当な差別的取扱い」に該当するかどうかは、個別具体的に判断することになりますが、一般的には、利用に当たり、信条、性別、社会的身分、年齢等により、合理的な理由なく利用を制限し、あるいは使用料を減額する等は「不当な差別的取扱い」に該当すると解されています。	
84	ガイドラインはヘイトスピーチ解消法に基づくものと位置付けられているのであるから、解消法の認定する重大な害悪を防ぐ目的に照らし、言動要件があれば利用制限すべきであり、この要件と別に「他の利用者に著しく迷惑を及ぼす」ことを要件として加重すべきではない。 (同様意見ほか3件)	以上のことから、「言動要件」に加え「迷惑要件」を設定しています。	

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
85	<p>ガイドライン案では「不許可」「許可の取消し」の場合には、「言動要件」のほかに、「迷惑要件」が必要とされており、「迷惑要件」を判断するに当たっては、「他の利用者」という表現や会議室の場合は「他の利用者の迷惑自体が想定し難い」と書かれていることから、公共施設を利用する者が施設内で直接ハイトスピーチを見聞きすることを想定していると思われるが、施設内で直接ハイトスピーチを見聞きするものの人権侵害のみを考慮するのは狭すぎるので、迷惑要件は不要で、削除すべきと考える。 (同様意見ほか1件)</p>	<p>地方自治法第244条第2項は「普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。」と定めています。「正当な理由」に該当するかどうかは、個別具体的に判断することになりますが、一般的には、利用に当たり使用料を払わない場合、利用者が予定人員を超える場合、その者に利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険があることが明白な場合、その他施設の利用に関する規程に違反して利用しようとする場合は「正当な理由」に該当すると解されています。</p> <p>また、同条第3項は「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」と定めています。「不当な差別的取扱い」に該当するかどうかも、個別具体的に判断することになりますが、一般的には、利用に当たり、信条、性別、社会的身分、年齢等により、合理的な理由なく利用を制限し、あるいは使用料を減額する等は「不当な差別的取扱い」に該当すると解されています。</p> <p>以上のことから、「言動要件」に加え「迷惑要件」を設定しています。</p>	D
86	<p>「迷惑」「公共の安全」の用語の意味はあいまいであり、市民の人権保障の観点ではなく、権力的な秩序維持の観点から解釈される危険性がある。その点からも迷惑要件を付すのは不適切と考える。 (同様意見ほか2件)</p>	<p>市民館等の閉鎖型で個々に独立した形態の場合で、かつ参加者が特定又は少数の場合は他の利用者の迷惑自体を想定することは難しいと考えますが、各施設の所管組織において「言動要件」と「迷惑要件」に該当すると判断したときには、不許可とすることができるとしています。</p> <p>なお、不許可の判断に当たっては、判断及び手続の公正性・公平性・透明性を担保するため、第三者機関から事前に意見聴取を行い、慎重に判断してまいります。</p>	D
87	<p>迷惑要件について、利用者に迷惑を及ぼす可能性が低い、例えば防音がきちんとできたり、「離れ」のような会議室など、閉鎖型の形態の場合は、差別的集会を行うことも可能になってしまうので、利用を認めるべきではない。 (同様意見ほか2件)</p>	<p>インターネット上の映像については、生中継しているかどうかは、実際に会議室に立ち入らないと確認できません。しかし、強制的に立ち入って監視することは、適切でないと考えます。</p> <p>各施設の所管組織が、利用申請に対する判断を行う際には、申請者・団体側のインターネットでの情報発信等や活動歴等を勘案の上、総合的に判断するために、必要な情報収集に努めるなど、本ガイドラインに基づき、適切な運用を進めてまいります。</p>	D
88	<p>ハイトスピーチは小さな会議室で行なわれる場合でも、インターネット上の生中継か、少なくともyoutubeなどの録画サイトへの投稿が行われることが通常であることから、市民がネット上でハイトスピーチに遭遇して人格権が侵害され、差別が広がる危険性がある。</p> <p>「他の利用者の迷惑自体が想定し難い」として、ハイトスピーチによる人権侵害の対象を施設内で直接見聞きすることによる被害に限定するのは不適切と考える。 (同様意見ほか4件)</p>	<p>インターネット上の映像については、生中継しているかどうかは、実際に会議室に立ち入らないと確認できません。しかし、強制的に立ち入って監視することは、適切でないと考えます。</p> <p>各施設の所管組織が、利用申請に対する判断を行う際には、申請者・団体側のインターネットでの情報発信等や活動歴等を勘案の上、総合的に判断するために、必要な情報収集に努めるなど、本ガイドラインに基づき、適切な運用を進めてまいります。</p>	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
89	<p>「各施設の所管組織が「その者等に施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実」に照らして明白な場合（迷惑要件）」に該当するという判断をするに当たっては」とある部分は、「・・・他の利用者に著しい危険を及ぼすことが客観的な事実」に照らして明白な場合（危険要件）」とすべきである。</p> <p>（同様意見ほか13件）</p>	<p>地方自治法第244条第2項に言う「正当な理由」につき、その者に利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険があることが明白な場合等が該当すると解されていることから、「迷惑要件」を設定しています。</p>	D
90	<p>迷惑要件は泉佐野市民会館事件の判例を踏まえていると考えるが、泉佐野市事件の判例は、差別感情に基づく表現行為ではなく、暴力を伴う危険な行為を行う恐れがあったからこそ迷惑要件が必要とされたのであって、ヘイトスピーチの事前規制の根拠にするのは適切ではない。</p> <p>（同様意見ほか4件）</p>	<p>本ガイドラインの策定に当たっては、憲法適合性の観点から、最高裁判例を踏まえる必要があり、利用制限のうち、「不許可」「許可の取消」は、憲法で保障する集会・表現の自由に対する最も重大な制約となるものであることから、不許可処分を行う要件として、「言動要件」に加え「迷惑要件」を定めたものです。</p> <p>泉佐野市民会館事件は、「公の施設の使用不許可処分」が合憲とされた最高裁判例であることから、当然に踏襲されなければならない判例と考えております。</p>	D
91	<p>施設利用許可後、迷惑行為が発覚した場合、以後の施設利用禁止や法に基づいた罰則金の支払い、時には逮捕もありうるなど、民事・刑事制裁を定めておく抑止力にもなると思う。</p> <p>（同様意見ほか6件）</p>	<p>ヘイトスピーチ解消法では、ヘイトスピーチは許されないものと宣言しておりますが、禁止規定や罰則規定はありません。</p> <p>各施設の所管組織は、申請の都度、各施設の設置・管理条例に基づき、総合的に判断してまいりますので、過去の使用実績については、次回申請時に、総合的判断を行う際の判断要素の1つになるものと考えます。</p> <p>なお、法律に違反する行為を行った場合には、当然、当該法律が適用されることとなります。</p>	D

(4) ガイドライン(案)の審査・判断に関すること

①第三者機関に関すること

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
92	第三者機関を設置することに賛成である。 (同様意見ほか12件)	「不許可」「許可の取消し」の判断に当たっては、恣意的な判断を避けるしくみとして第三者機関の設置が必要であると考えています。	B
93	第三者機関の委員を恣意的な判断にならないよう公正・慎重に選んでいただきたい。 (同様意見ほか8件)	第三者機関における審議の公正性・公平性を担保するという観点から、委員の選定を慎重かつ厳正に行ってまいります。	B
94	第三者機関の人数は大阪市ヘイトスピーチ審査会にならって人数は少なくとも5人とし、被害当事者とマイノリティの人権問題に詳しい学識者、弁護士を必ず入れてほしい。 (同様意見ほか24件)	大阪市ヘイトスピーチ審査会は、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例に基づき、事後的にヘイトスピーチ該当性の審査等を行うために設置された機関であり、例えば、標準処理期間内に処理しなければならないなどの厳しい時間的な制約が存する等、状況の異なる本市の制度にそのまま適合するわけではありません。しかし、審議の公正性・公平性を担保することが必要である点は変わるところがありません。また、第三者機関は、専門的知見を有する専門家により構成することが適当であると考えており、委員の選定を慎重かつ厳正に行ってまいります。	D
95	第三者機関の委員は5人とし、その構成として①憲法研究者等、表現の自由の問題について専門的知見を有する者、②国際人権法研究者等、人種的・民族的・国籍の少数者の人権の問題について専門的知見を有する者、③行政法研究者等、行政手続について専門的知見を有する者」という文言を加えるべきである。 (同様意見ほか1件)	第三者機関については、審議の公正性・公平性を担保することが必要と考えております。また、第三者機関は、専門的知見を有する専門家により構成することが適当であると考えており、委員の選定を慎重かつ厳正に行ってまいります。	D
96	被害当事者、マイノリティの人権問題に詳しい学識者、弁護士に加え、国連人権委員会が推薦する者を加えるなどして、国際基準に準拠した対策をめざして頂きたい。	第三者機関については、審議の公正性・公平性を担保することが必要と考えております。また、第三者機関は、専門的知見を有する専門家により構成することが適当であると考えており、委員の選定を慎重かつ厳正に行ってまいります。	D
97	第三者機関の人数及び構成は、複数人で構成するべきであり、かつ、その構成員について、神奈川県弁護士会が推薦する弁護士を必ず入れることとし、かつ、マイノリティに属する者を必ず加えることが必要である。		D
98	第三者機関についてガイドラインにもう少し詳細に記してほしい。 (同様意見ほか5件)	第三者機関については、条例で設置された市長の附属機関である川崎市人権施策推進協議会の下に部会として新設いたします。今後、運営等に関する規程等を別途定めて公表いたします。	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
99	「第三者機関」である法人と構成員の名称を明らかにして下さい。 (同様意見ほか2件)	第三者機関については、条例で設置された市長の附属機関である川崎市人権施策推進協議会の下に部会として新設いたします。委員につきましては、決定次第、公表いたします。	D
100	「第三者機関」が「川崎市人権施策推進協議会の下に部会として設置する」となっていることは公平性を欠く。	川崎市人権施策推進協議会は、人権擁護のために必要な事項に関して調査審議を行う附属機関であり、学識者、公募市民等から構成されています。 第三者機関については、審議の公正性・公平性を担保することが必要と考えており、委員の選定を慎重かつ厳正に行ってまいります。	D
101	一般国民の中から無作為に委員を多数依頼してネットで意見を聞いた方がよい。 (同様意見ほか2件)	本市の事務上、標準処理期間内に処理しなければならないという厳しい時間的な要請に答えられるか等課題があることから、事前に選定された、専門的知見を有する専門家により構成する第三者機関が、各施設の所管組織からの依頼に基づき、その判断の可否を審議することとしています。	D
102	市民オンブズマン、あるいは人権オンブズパーソンをその第三者機関とすることは可能か。	市民オンブズマン及び人権オンブズパーソンは共に根拠条例によって所掌範囲が定められており、設置目的等も異なります。 第三者機関については、附属機関として設置してまいります。	D
103	委員の意見が全員一致でない場合については取扱いが明記されていない。全員一致でない場合にも、委員たちの意見を参考にすべきことを明確にすべきである。 (同様意見ほか3件)	委員の意見が全員一致でない場合、多様に分かれた意見のうち、どの意見を参考にするかは、各施設の設置・管理条例に定める施設管理権に基づき、最終判断を行う所管組織に委ねられるべきものと考えています。	D
104	本邦外出身者により構成された委員会を設立すべきである。	第三者機関については、審議の公正性・公平性を担保する必要があることから、専門的知見を有する専門家により構成する必要があるものと考えています。 なお、各施設の所管組織や第三者機関が、総合的判断をするに当たり、必要と判断すれば、参考人のヒアリング等を実施いたします。	D
105	選任に当たっては、公募枠を設けること。	第三者機関については、専門的知見を有する専門家により構成することが適切であると考えており、公募の予定はありません。	D
106	許可の場合の「異議申し立て」にも、第三者機関は関与すべきである。	処分についての不服申し立てについては、誰がどのような場合にどのような手続で行えるか等について、行政不服審査法(平成26年法68)に定められており、同法の適用除外事項に該当しない限り、それに従うこととなります。	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
107	第三者機関の委員の選定において、差別は女性に対して複合差別という形で、男性よりも深刻に現れることからジェンダーバランスも考慮してほしい。	本市では「審議会委員等への女性の参加促進要綱」において女性比率が定められておりますことから、委員の選定に当たりましてはジェンダーバランスを考慮してまいります。	B
108	第三者機関からの意見聴取や段階的な判断方法を掲示してはいるが、いずれも関係者の主観が入ることは否めない。	第三者機関については、全員一致で「言動要件」及び「迷惑要件」に該当すると判断をした場合、各施設の所管組織は、第三者機関の意見及び表現の自由等の重要性を総合的に斟酌して、各施設の設置・管理条例に基づき、最終判断を行います。 判断に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する自由と権利を不当に制限することのないよう留意し、適切に運用してまいります。	D
109	第三者機関における認定方法が曖昧である。	第三者機関は、申請書その他、各施設の所管組織が当該判断に至った資料等を併せて提出させるとともに、必要があると認めるときは、所管課、申請者等に意見書又は資料の提出を求めると及び事実を述べさせること等その他必要な調査を行い、審議します。運営等に関しては別途規程を定め、公表いたします。	D
110	いかに第三者の目線から見るかが、重要である。	本ガイドラインは、ヘイトスピーチが行われる可能性の度合いにより、4段階の利用制限を行うことができることとし、そのうち「不許可」「許可の取消し」については「言動要件」に加え、「迷惑要件」を満たすと判断されるときに限って行うことができるとしております。 さらに、「不許可」「許可の取消し」の判断に当たっては、判断及び手続の公正性・公平性・透明性を担保するため、第三者機関を設置することとしています。委員の選定に当たっては、慎重かつ厳正に行ってまいります。	B
111	同一部会が常に審査を行うことは審査の平等性については利点といえるが、マンネリ化がすすみ、不許可の決定が増えていってしまう。	表現の自由等の重要性に鑑み、専門的知見を有する専門家により構成する第三者機関については、全員一致で「不許可」の判断をした場合、ガイドラインに定める要件等に照らし、適切に判断していただきます。なお、最終判断は、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例に基づき適切に行ってまいります。	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
112	第三者機関の公平性・不偏性を誰から見ても分かるように示すには、どのような方法を用いるのか疑問である。 (同様意見ほか1件)	専門的知見を有する専門家により構成する第三者機関については、審議の公正性・公平性を担保することが必要であると考えております。そうした観点から、委員の選定を慎重かつ厳正に行うとともに、本ガイドラインに基づき、適切に判断、運用してまいります。さらに、運用状況等について、公表してまいります。	D
113	必要に応じて、諮問のための委員会を設けたり、柔軟な姿勢もあるとよい。	第三者機関は、必要があると認めるときは、所管課、申請者等に意見書又は資料の提出を求めると及び事実を述べさせること等その他必要な調査を行います。さらなる意見聴取のための委員会等の新設は予定していません。	D
114	第三者機関で審議するので待て、と言われて実質許可が出るまで利用が延期ということにならないか。	各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例に定める施設管理権に基づき適切に判断してまいります。	D
115	許可を取る手続きに時間が掛かりすぎる。 (同様意見ほか1件)		
116	施設の使用申請から判断を下すまでの期間に制限を設けるべきである。		
117	施設申し込みをあえて直前にしてくるといふ手口が考えられ、後手に回ってしまわないか心配である。		
118	施設の設置・管理者あるいは「第三者機関」の構成メンバーによっては、恣意的に判断を下されるおそれがある。 (同様意見ほか1件)		
119	基準が客観的でなく、市職員(または指名任命等、住民が主体的に選択できない有識者含む。)の裁量に委ねられること、または拡大解釈されるおそれがあることなど、恣意的な運用の懸念がある。		

## ②基準・要件に関すること

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
120	どのような言動がヘイトスピーチに当たるかを判断し規制するかは大変難しく、予め明白な基準を示しておくべきである。 (同様意見ほか5件)	ヘイトスピーチ解消法第2条に「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、事由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。」と定義されており、本ガイドラインにおける不当な差別的言動の定義については、ヘイトスピーチ解消法の定義に従って定めております。	D
121	どのように総合的に判断するのか。そもそもヘイトスピーチが行われる前にそのような具体的判断をすることは困難である。 (同様意見ほか1件)	各施設の所管組織は「ヘイトスピーチの行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合」に該当するか否かの判断に当たっては、その該当性が利用申請書等の記載から明らかでない場合は、申請者・団体側の情報発信(告知内容)等を確認するほか、申請者・団体の性質及び活動歴等も勘案の上、各施設の設置・管理条例に基づき、総合的に判断してまいります。	D
122	厳しい定義基準が定められており、恣意的な運用も難しく、慎重な仕組みになっており評価できる。 (同様意見ほか3件)	表現の自由等の制約が過度にわたることがないように、慎重に運用してまいります。	B
123	表現の自由その他の日本国憲法の保障する自由と権利を不当に侵害しない程度に厳しく判断を行っていただきたい。		
124	主観的なおそれや抽象的な危険の可能性では不許可にできないという基準では、個別具体的な運用が難しい。		D
125	十分な情報を集め、検討・判断をするためにかける日数や人員を明示してほしい。 (同様意見ほか1件)	事務処理等は、各施設の所管組織が定めており、施設ごとに異なります。	D
126	「(3) 判断方法」に関して、外部からの情報提供も活用する旨を明記すべきである。 (同様意見ほか12件)	外部からの情報提供の具体的な取扱いについては、各施設の所管組織の判断に委ねています。	D
127	「(3) 判断方法」に関して、「反対する側も含めて広く情報発信を注視する」という文言を「ア」の中に盛り込んでどうか。 (同様意見ほか1件)	ガイドライン(3)アの「勘案の上、総合的に判断」に「反対する側も含めて広く情報発信を注視する」ことも含まれると考えております。	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
128	「(3) 判断方法」エにあげられた「例えば、」は閉鎖型だったらヘイトやむなしとも読めてしまうことから削除すべきである。 (同様意見ほか1件)	「例えば、公園等の屋外施設の場合には、他の利用者の迷惑については想定しやすいが、市民館の会議室のように閉鎖型で個々に独立した形態の場合には、参加者が特定又は少数の場合は他の使用者の迷惑自体が想定し難い。」は例示であり、個別具体的な状況に応じて、各施設の所管組織において、各施設の設定・管理条例に定める施設管理権に基づき、適切に判断してまいります。	D
129	(1) 申請書によるケースと(2) ふれあいネットでの申請では審査の過程が、後者が前者に比べ大きく簡略化されている。	(2) ふれあいネットは、市民の利便性を考慮して構築された自動予約システムであり、そもそも簡易化された手続設計がされています。 (1) 申請書によるケースと重複している箇所を(2) ふれあいネットによるケースの「⑥」と省略しておりますので、簡略しているように見受けられたものと考えますが、審査の過程は同様です。	D
130	申請者、申請団体が過去どのような活動を行ってきたのか、どのような発信をしているのか総合的に判断する必要があります。	具体的な申請ごとに、各施設の所管組織において適切に総合的な判断を行います。 公の施設はできる限り多くの市民の皆様にご利用していただくための施設であることから、利用制限を行うに当たっては、憲法で保障された表現の自由の過度の制限に及んではないと考えています。「不許可」の判断に当たっては、判断及び手続の公正性・公平性・透明性を担保するため、第三者機関から事前に意見聴取を行い、慎重に判断してまいります。	B
131	申請内容に拘わらず、申請者の過去の言動を理由に使用不許可とすることは、前科者に烙印を押して差別することと同じで、憲法に定めた基本的人権を侵害している。	本ガイドラインでは、申請者の過去の言動だけを理由に不許可とする要件設定はしていません。 憲法で保障された表現の自由等にも十分配慮しながら、ヘイトスピーチ解消法第2条が定める言動に対し、必要な措置を講じ、ヘイトスピーチの抑止のための取組を進めてまいります。	D
132	利用申請した団体及び代表者及び団体の内部者が、過去に本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に定める言動を行っていたか、事実の有無を確認し、有れば「不許可」とし、無ければ原則として「許可」すべきである。 (同様意見ほか3件)	不許可処分については、「言動要件」に加え、「迷惑要件」を満たすと判断されるときに限って行うことができるとしています。過去の事実の有無は、その総合的判断の一要素になると考えますが、「不許可」「許可の取消し」の判断に当たっては、判断及び手続の公正性・公平性・透明性を担保するため、第三者機関から事前に意見聴取を行い、慎重に判断してまいります。	D
133	第三者機関見解に加えて、許可・不許可についての判断は市民の意見も積極的に聞き入れる必要がある。 (同様意見ほか2件)	判断は標準処理期間内等に行わなければならないという強い時間的な制約がありますので、各施設の所管組織は、申請ごとに、第三者機関の意見及び表現の自由等の重要性を総合的に斟酌して、各施設の設定・管理条例に基づき、適切に最終判断を行ってまいります。	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
134	客観的な判断よりも、市民の安全と尊厳が守れるかどうかで、個別案件を判断してほしい。 (同様意見ほか1件)	不許可処分については、表現の自由その他の日本国憲法が保障する自由・権利を不当に侵害しないために、「言動要件」に加え「迷惑要件」を満たすと判断されるときに限って行うことができますとしています。	D
135	主観的にならずに客観的、具体的に判断を下してほしい。	「不許可」、「許可の取消し」の判断に当たっては、判断及び手続の公正性・公平性・透明性を担保するため、第三者機関から事前に意見聴取を行い、慎重に判断してまいります。	B
136	過去の経歴に関してはSNS等での発言や差別落書きなどにも拡大した方がよい。	公の施設は、できる限り多くの市民の皆様にご利用いただくための施設であることから、利用制限を行うに当たっては、憲法で保障された表現の自由の過度の制限に及んではならないと考えており、「不許可」「許可の取消し」の判断に当たっては、判断及び手続の公正性・公平性・透明性を担保するため、第三者機関から事前に意見聴取を行い、慎重に判断することとしています。	C
137	新しい団体が利用申請をしてきた際には、過去の活動はないことから、関係する個人の活動も調査対象とすべきである。	各施設の所管組織において、総合的な判断をするに当たり必要な情報収集に努めてまいります。	
138	公共の施設を利用するだけで詳細に言論や思想を調査されることに違和感を覚える。	各施設の所管組織において、判断に必要な範囲でお尋ねさせていただく場合がございますので、可能な範囲で御協力いただきたいと思いますと考えております。	D
139	条件付き許可のときの判断は誰がするのか。条件付き許可についても第三者機関に判断をゆだねるべきである。	条件付き許可は、許可処分であることから、各施設の所管組織が、申請ごとに、各施設の設置・管理条例に基づき、適切に最終判断を行ってまいります。	D
140	主催者が「差別はしません」と言うのを信じるだけでなく、多方面からの情報を基にして判断すべきである。	各施設の所管組織は「ヘイトスピーチの行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合」に該当するか否かの判断に当たっては、その該当性が利用申請書等の記載から明らかでない場合は、申請者・団体側の情報発信(告知内容)等を確認するほか、申請者・団体の性質及び活動歴等も勘案の上、各施設の設置・管理条例に基づき、総合的に判断してまいります。	B

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
141	チラシなども判断の対象に入れたらいい。	<p>本ガイドラインは、公の施設においてヘイトスピーチが行われないよう、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例に基づき利用制限を検討・判断する場合の拠るべき基準として策定するものです。</p> <p>各施設の所管組織は「ヘイトスピーチの行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合」に該当するか否かの判断に当たっては、その該当性が利用申請書等の記載から明らかでない場合は、申請者・団体側の情報発信（告知内容）等を確認するほか、チラシも含め申請者・団体の性質及び活動歴等も勘案の上、各施設の設置・管理条例に基づき、総合的に判断してまいります。</p>	B
142	<p>「ヘイトスピーチは行わない」として申請したとしても、以前からの連続性を考慮して、使用不許可にできるようにすべきである。</p> <p>（同様意見ほか1件）</p>	<p>ヘイトスピーチは許されるものではありませんが、本市が、公の施設の利用制限を行う場合には、表現の自由に対する過度の制約にならないようにしなければなりません。</p> <p>各施設の所管組織が「ヘイトスピーチの行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合」に該当するか否かの判断をする際には、申請の都度、申請者・団体側のインターネットでの情報発信等や活動歴等について、必要な情報収集に努めるなど、各施設の設置・管理条例に基づき、総合的に判断してまいります。</p>	D
143	申請者だけでなく主要メンバーの言動についても考慮に入れられるよう、文言を工夫すべきである。	ガイドラインでは申請者側の情報発信は判断要素の一つと位置付けています（11 頁フロー図参照）。	B
144	ヘイトスピーチが予想される団体等については公的施設を貸し出さないよう、厳しく対応すべきである。	不許可処分については、表現の自由その他の日本国憲法が保障する自由・権利を不当に侵害しないために、「言動要件」に加え、「迷惑要件」を満たすと判断されるときに限って行うことができますとしています。各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例に基づき施設管理権を適正に行使してまいります。	D
145	差別的発言のおそれがある団体の公の施設利用に関しては、特別許可を得れば利用可能とするべきである。	不許可処分については、表現の自由その他の日本国憲法が保障する自由・権利を不当に侵害しないために、「言動要件」に加え「迷惑要件」を満たすと判断されるときに限って行うことができますとしています。各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例に基づき施設管理権を適正に行使してまいります。	D
146	「名義貸し」を行って「許可の取消相当と判断」となった場合、名義を貸した者及び名義貸しを依頼した者の使用を共に制限すべきである。		
147	「公の施設」利用は、公安の要監視団体には許可すべきではない。また、その他は特に制限を設けるべきではない。		

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
148	過去にハイトスピーチといわれる発言をした人が今後行う集会がすべてハイトスピーチにあたるとは限らない。どんな発言も自由であり、その上で自由で闊達な議論が冷静になされることを望む。	<p>ハイトスピーチは許されるものではありませんが、本市が、公の施設の利用制限を行う場合には、表現の自由に対する過度の制約にならないようにしなければなりません。</p> <p>各施設の所管組織が「ハイトスピーチの行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合」に該当するか否かの判断をする際には、申請の都度、申請者・団体側のインターネットでの情報発信等や活動歴等について、必要な情報収集に努めるなど、利用制限の判断に当たっては、本ガイドラインに基づき、適切な運用を進めてまいります。</p>	D
149	ハイトスピーチを行わないと虚偽申請を行なった後、実際にはハイトスピーチを行った悪質な団体に対しては、次回以降の許可申請に対して厳しく判断すべきである。 (同様意見ほか4件)		
150	少しでも在日外国人を中傷するような運動を行う組織への利用の許可は積極的に不許可にしていくべきである。		
151	使用中もしくは使用後に「許可の取消」と判断すべき状況になった場合の取り扱い、例えば後の申し込みを一切拒絶するなどの取り扱いを明確にすべきである。 (同様意見ほか1件)		
152	過去にハイトスピーチ・ハイトデモを行った個人・団体による実質的に同様の目的の「公の施設」利用を禁止すべきである。		
153	過去にハイトスピーチを行ってなくても、現在、インターネットのサイトや動画サイトで、しきりに排外主義を唱えている者の施設利用をさせないことを盛り込むべきである。		
154	過去にハイトスピーチを行った者は、集会やデモ目的で、川崎市の施設と路上を使用させないことを事前規制に盛り込むべきである。	<p>ハイトスピーチは許されるものではありませんが、本市が、公の施設の利用制限を行う場合には、表現の自由に対する過度の制約にならないようにしなければなりません。</p> <p>各施設の所管組織が、ハイトスピーチに該当するか否かの判断をする際には、申請者・団体側のインターネットでの情報発信等や活動歴等について、必要な情報収集に努めるなど、利用制限の判断に当たっては、本ガイドラインに基づき、適切な運用を進めてまいります。</p> <p>なお、道路の使用許可については、神奈川県公安条例に基づき、神奈川県公安委員会が適正に判断するものと考えており、本市のガイドラインに盛り込むべき内容ではないと考えています。</p>	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
155	「その利用によって、他の利用者の人権が侵害され、公共安全が損なわれる危険があり・・・」とあるが、「人権」では抽象的であるので、ハイトスピーチ解消法第2条の文言に従い、「その利用によって、他の利用者の生命、身体、自由、名誉若しくは財産が侵害され、公共安全が・・・」と具体的に明記すべきである。	いただいた御意見を踏まえ、4頁(3)ウの記載を「人権」を「生命、身体、自由、名誉若しくは財産」に修正しました。	A
156	最高裁判例によれば、言論のみによって規制することは憲法違反である。	不許可処分については、表現の自由その他の日本国憲法が保障する自由・権利を不当に侵害しないために、「言動要件」に加え「迷惑要件」を満たすと判断されるときに限って行うことができるとしています。各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例に基づき施設管理権を適正に行使してまいります。	D
157	他の利用者に著しく迷惑をかけるのが、申請者ではない場合でも、不許可・許可取り消しになるのはおかしい。	泉佐野市民会館事件の最高裁判決では、主催者が平穏に集会を行おうとしているのに、反対のグループが実力で阻止・妨害し、混乱が生じるおそれがあることを理由に利用を拒むことは憲法第21条の趣旨に反すると述べられています。 各施設の所管組織において、最高裁判例を踏まえた本ガイドラインに基づき、適切に判断してまいります。	D
158	許可したものの利用時に本ガイドラインに違反する行為がなされた場合、または「不許可」の利用制限がなされた場合、その利用許可を申請した団体及び代表者は今後一切の公的施設の利用許可申請を不可とするべきである。 (同様意見ほか1件)	ハイトスピーチは許されるものではありませんが、本市が、公の施設の利用制限を行う場合には、表現の自由に対する過度の制約にならないようにしなければなりません。 申請行為ごとに、各施設の所管組織において各施設の設置・管理条例に基づき適切に判断してまいります。	D
159	同意したにもかかわらず違反行為をした場合には住所氏名を公開すべきである。 (同様意見ほか4件)	本ガイドラインは、各施設の所管組織が設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際の拠るべき基準として策定するものです。	
160	同意書に、利用の際に差別的な行動・発言をしない、もしした場合には法的処罰を受けることになるという条件を入れ、それにもかかわらず、ハイトスピーチを行えば、1回目は警告、2回目は市での居住・生活を制限し、ひどい場合には市内居住を禁止する。強硬で、厳格な姿勢を見せる必要がある。	ペナルティーについては当該施設の設置・管理条例の定めに基づき適正な運用をしてまいります。	D

### ③ 手続・運用に関すること

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
161	本ガイドラインの運用に当たっては、利用許可判断を行う施設所管組織職員が明確な判断がくだせるよう、職員向けの取り扱いマニュアルの整備が必要である。 (同様意見ほか6件)	各施設ごとに必要に応じて、既に事務マニュアル等が存在する場合には、その改訂を行うとともに、存在しない場合には、整備してまいります。	B
162	恣意的な運用がないように透明性の確保が大事である。	判断結果については市ホームページ等で適時公表し、運用の透明性を確保してまいります。	B
163	施設利用の申請に当たって、調査書を作り記入させるべきである。	各施設の所管組織の判断で、各設置・管理条例に基づく施設管理権の行使として、調査票記入等を求める場合はありえるものと考えます。可能な範囲で御協力いただきたいと思いますと考えております。	B
164	事前審査や事前規制をする前に、ハイトスピーチをしない旨の確約文書を提出させて、受け付けることは憲法には抵触しない。先ずはそのような手法から先に始めるべきである。 (同様意見ほか1件)	各施設の所管組織の判断で、各設置・管理条例に基づく施設管理権の行使として文書提出等を求める場合はありうるものと考えます。可能な範囲で御協力いただきたいと思いますと考えております。	B
165	過去にハイトスピーチをした人がハイトスピーチとは無関係に公的施設を利用する場合でも誓約書を提出させるべきである。 (同様意見ほか1件)	各施設の所管組織の判断で、各設置・管理条例に基づく施設管理権の行使として誓約書の提出等を求める場合はありえるものと考えます。可能な範囲で御協力いただきたいと思いますと考えております。	B
166	疑わしい場合はハイトスピーチを行わないという旨の誓約書を書かせ、もし違反した場合にはペナルティーを科すべき。 (同様意見ほか4件)	各施設の所管組織の判断で、各設置・管理条例に基づく施設管理権の行使として誓約書の提出等を求める場合はありえるものと考えます。可能な範囲で御協力願います。 また、ペナルティーについては当該施設の設置・管理条例の定めに基づき、条例に基づき適正な運用をしてまいります。	B
167	利用制限を行った場合、人権・男女共同参画室の対応についても、明確化・迅速化を図るべきと考えますので、「処分内容については、理由を明示し、速やかに公表する。」と改めるのがよい。	報告を受けた処分内容等については、適時公表してまいります。	D
168	申請の流れが、もう少し単純化されて市民にもわかりやすいものであれば良い。	本ガイドラインは各施設の所管組織において施設の利用許可業務に従事する職員が利用するものです。 市民の皆様が具体的に施設を利用する場合等につきましては、施設毎の利用案内をご覧ください。施設に直接お問い合わせください。	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
169	ヘイトスピーチ事案が発生した場合は、担当部署による調査を積極的に行うこと。	各施設の所管組織は「ヘイトスピーチの行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合」に該当するか否かの判断に当たっては、その該当性が利用申請書等の記載から明らかでない場合は、申請者・団体側の情報発信(告知内容)等を確認するほか、申請者・団体の性質及び活動歴等も勘案の上、各施設の設置・管理条例に基づき、総合的に判断してまいります。 今後も引き続き必要な情報収集を行ってまいります。	D
170	明らかにヘイトスピーチであるプラカードの掲示や演説などが起きた際には即時中止をしてほしい。 (同様意見ほか1件)	本ガイドラインは、公の施設の利用制限の検討・判断を行う際の拠るべき基準として策定するものです。利用許可後の現場での判断については、本ガイドラインを踏まえるとともに、各施設の所管組織が設置・管理条例に基づく適正な運用をしております。	D
171	仮にヘイトスピーチが起こればその場で利用停止、また利用者に対してペナルティーを与えるなど今後一切の利用ができないようにしてほしい。 (同様意見ほか1件)		
172	被害を訴える当事者からのヒアリングを義務化するべきだ。	各施設の所管組織や第三者機関が総合的判断をするに当たり、必要と判断すれば、ヒアリングを実施してまいります。	D
173	事前調査及び事後調査は慎重に行うべきである。	各施設の所管組織は「ヘイトスピーチの行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合」に該当するか否かの判断に当たっては、その該当性が利用申請書等の記載から明らかでない場合は、申請者・団体側の情報発信(告知内容)等を確認するほか、申請者・団体の性質及び活動歴等も勘案の上、各施設の設置・管理条例に基づき、総合的に判断してまいります。	B
174	表現の自由に対する過度の制約にならないように、申請書を許可するまでに何度も確認するのは良い。	表現の自由等の制約が過度にわたることがないように慎重に確認を行ってまいります。	B
175	内容確認のため第三者が立ち会うなど、その場で対応できる体制を整備すべきである。 (同様意見ほか1件)	内容確認のための立ち会いや監視を行うことは適切でないと考えます。 各施設の所管組織は「ヘイトスピーチの行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合」に該当するか否かの判断に当たっては、その該当性が利用申請書等の記載から明らかでない場合は、申請者・団体側の情報発信(告知内容)等を確認するほか、申請者・団体の性質及び活動歴等も勘案の上、各施設の設置・管理条例に基づき、総合的に判断してまいります。	D
176	公の施設の利用をする際は市の職員が監視のもと行い、その職員にその場のすべての権限を委ねることにすべきである。		

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
177	全利用者及び利用団体に対して「警告」を行い、利用内容を確認し、人種問題に関する施設利用を目的としている場合、「条件つき許可」にするべきである。	ヘイトスピーチが行われる可能性の度合いにより、「警告」「条件付き許可」「不許可」「許可の取消し」といった4段階の利用制限を行うこととしております。 「警告」は、各施設の所管組織において、ヘイトスピーチが行われる可能性が高くはないがあると判断された場合に行うこととし、「条件付き許可」は、ヘイトスピーチが行われる可能性が高いが、具体的に明らかとまでは言えない場合に行うこととしています。	D
178	判断を巡って、スピーチをする側と判断する側が、その都度顔を合わせて、自分たちの正当性を明らかにする、いわば意見交換会を開くのがいい。	意見交換会の開催予定はございません。 特定の民族や国籍の人々を地域社会から排除することを煽動するヘイトスピーチが行われることは、深刻な問題と考えております。 多文化共生のまちづくりを進めてきた本市として、ヘイトスピーチは許さないという姿勢を明確に示すとともに、多文化共生について理解を深めるため、人権教育、人権意識の啓発活動を推進してまいります。	D
179	「警告」や「条件付き許可」で、明らかなヘイトスピーチが行われた場合、現場はどう対応すべきかについての想定も必要である。当該施設での対応や事前の所管組織との調整など、不当な差別的言動を禁止するための「対象」「手続」の一層の明確化を要望する。	各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例に定める施設管理権に基づき、適切に判断するとともに、本市が、公の施設の利用制限を行う場合には、表現の自由に対する過度の制約にならないよう、本ガイドラインの適切な運用を進めてまいります。	D
180	「過去にヘイトスピーチをやったことがある」という理由で貸さないとしたら具体的な事例をあげて説明しなければならないが、誰が最終的な責任を負うのか。	各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例に定める施設管理権に基づき、適切に判断してまいります。なお、最終的な責任は、施設管理者が負います。	D
181	利用申請の審査をより厳格化する必要がある。先ず第三者機関の判断を仰ぐ前に、役所で一定の判断をつけるため、より細かい利用申請許可書の提出を徹底すべきである。 (同様意見ほか1件)	各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例に定める施設管理権に基づく判断をするに当たり、より細かい利用申請許可書が必要と考えれば、提出等を求める場合はありえます。可能な範囲で御協力願います。	B
182	許可する場合でも、利用者や利用団体に対し、差別的発言等に関する注意・警告を行うべきであり、発言内容・利用内容などの確認をすることが望ましい。	「警告」は、各施設の所管組織において、ヘイトスピーチが行われる可能性が高くはないがあると判断された場合に行うこととしています。 どのような場合に「警告」を行うかは、各施設の所管組織が、各設置・管理条例に基づき、当該施設の性質、利用状況等の諸事情を勘案して適切に判断してまいります。	B

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
183	フェイスブック等 SNS を活用し、市民からアンケートなどを取ることで、より市民の声を反映させるとよい。	市民へのアンケート実施については、現時点では導入の予定はございません。 各施設の所管組織は「ヘイトスピーチの行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合」に該当するか否かの判断に当たっては、その該当性が利用申請書等の記載から明らかでない場合は、申請者・団体側の情報発信（告知内容）等を確認するほか、申請者・団体の性質及び活動歴等も勘案の上、各施設の設置・管理条例に基づき、総合的に判断してまいります。	D
184	差別を助長するような企画に対しては、公園等の使用申請に厳しい態度で対処すべきである。	本ガイドラインは、公の施設においてヘイトスピーチが行われないよう、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準とするものです。 各施設の所管組織が各施設の設置・管理条例に定める施設管理権に基づき適切に対処してまいります。	B
185	交流会や演説など、参加自由なものに限り、公的施設の利用を可能にするべきである。		
186	本ガイドラインの運用についての検証を定期的に行い、人権尊重をいっそう進めるべきである。 (同様意見ほか1件)	本ガイドラインの適切な運用を確保するために、その運用状況の把握に努め、適時検証を行ってまいります。	C
187	これからやっていくうえで、手続は簡略化できるところは、簡略化すべきである。しかし、厳格性を保持すべきである。	本ガイドラインの適切な運用を確保しつつ、手続の簡略化について今後検討してまいります。	C
188	利用を申請する際、「使用目的を書いてもらう」、「スピーカーなどの使用を禁止にする」といったものをガイドラインの中に入れるのがいいと思った。理由は、未然に防ぐことができると思ったから。	本ガイドラインに基づく具体的な申請手続については、各施設の所管組織において適切に判断してまいります。	D

(5) その他

① その他(ガイドライン関係)

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
189	不当な差別的言動を解消するための啓発活動の徹底の明記を要望する。	本ガイドラインは、公の施設においてヘイトスピーチが行われないう、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準とするものです。 なお、ヘイトスピーチ解消法第7条には「地方公共団体は、国との役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。」とありますので、本市としても、同法の趣旨を踏まえ、適切な取組を進めてまいります。	D
190	ヘイトデモ禁止仮処分決定についての資料を添付すべき。 (同様意見3件)	本ガイドラインは、公の施設においてヘイトスピーチが行われないう、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準とするものです。 仮処分決定は判決ではなく、他の資料とは性質が異なるものですので、添付を要するものではないと考えております。	D
191	事前規制は非常に問題があるので、事後規制で対応するよう強く要請する。 (同様意見ほか2件)	本ガイドラインは、公の施設においてヘイトスピーチが行われないう、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準とするものです。 本市が、公の施設の利用制限を行う場合には、表現の自由等に対する過度の制約にならないよう、本ガイドラインの適切な運用を進めてまいります。	D
192	2017年7月16日の道路使用許可について、経過説明等の中で明記すべき。	本ガイドラインは、公の施設においてヘイトスピーチが行われないう、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準とするものです。 2017年7月16日の道路使用許可については、本ガイドラインが対象とする公の施設とは対象が異なることから明記しておりません。	D
193	衆参の附帯決議を根拠にしても、思想・良心の自由等の制限は不可能である。 (同様意見ほか1件)	本ガイドラインは、公の施設においてヘイトスピーチが行われないう、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準とするものです。 本市が、公の施設の利用制限を行う場合には、思想・良心の自由等に対する過度の制約にならないよう、本ガイドラインの適切な運用を進めてまいります。	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
194	泉佐野市民会館事件以外で参考にした判例があれば資料として記載してほしい。 (同様意見ほか1件)	同事件最高裁判例以外に参考にした判例はございません。	D
195	内容については、すでに他民族・多文化の市民たちの共生の試みを成功裏に収めている川崎区桜本の町内会をはじめ市民の方達の知恵を借りるべきである。	本ガイドラインは、本市の設置・管理条例で定める「公の施設」に関し、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例に基づき利用制限を検討・判断する場合の拠るべき基準として策定するものですが、策定に当たり、広く市民意見を聴取いたしました。	D
196	安易な運用手法は、他の自治体にも多大な悪影響を及ぼす事から、慎重に検討して運用していただきたい。	表現の自由等の過度の制約にならないように慎重に運用してまいります。	B
197	ガイドラインの運用に関しては、許可・不許可の過程がクリアになっている必要がある。その経緯、手続、過程等は、必ず公開するように強く求める。	運用状況については、市ホームページ等での公表を予定しています。	B
198	差別的にならない方法をこれから考えていくことが重要。	本市が、公の施設の利用制限ができる場合であっても、表現の自由に対する過度の制約にならないよう配慮する必要があることから、利用制限の判断に当たっては、慎重に対応する必要があると考えています。	B
199	想定外の事例については、「人種差別撤廃条約」に基づいて対処すべき。	ヘイトスピーチ解消法成立時の衆参両議院の法務委員会による附帯決議において、同法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、ヘイトスピーチに対し適切に対処されることとされています。 本市の設置・管理条例で定める公の施設の利用許可に関しましては、各施設の所管組織が、各設置・管理条例に基づき、施設管理権を適切に行使し対処してまいります。	D
200	具体的なヘイトスピーチ例を収集し、判断にばらつきのないよう、情報共有していくべき。	各施設の所管組織が適切な運用ができるよう、引き続き必要な情報収集に努め、情報共有する機会を作り、適切に運用してまいります。	B
201	ガイドラインを利用するような職場に働く職員を含め、すべての職員に対してガイドラインを周知させる手法を検討してほしい。 (同様意見ほか30件)	本ガイドラインは、公の施設においてヘイトスピーチが行われないう、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際の拠るべき基準を明確にするために策定するものですので、関係職員等に周知を図ってまいります。	B
202	題名が長いので、検討願う。	本ガイドラインの根拠となっている法律の名前を引用していることにより、題名が長くなっているものです。	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
203	川崎市という在日の人が多い市であるからこそ、在日の意見も尊重すべきである。	今回のパブリックコメント手続で広く御意見を伺ったところです。 多文化共生のまちづくりを進めてきた本市として、ヘイトスピーチは許さないという姿勢を明確に示すとともに、多文化共生について理解を深めるため、人権教育、人権意識の啓発活動を推進してまいります。	D
204	法律を守りルールに則った表現の自由を、寧ろ下支えする事こそが行政の役割である。	本ガイドラインは、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例に基づき利用制限を検討・判断する場合の拠るべき基準として策定するものです。 本市が、公の施設の利用制限を行う場合には、表現の自由等に対する過度の制約にならないよう、本ガイドラインの適切な運用を進めてまいります。	B
205	本邦外出身者に対する差別的言動の解消に向けた取組の推進とは、本邦外出身者を守り、本邦出身者を貶める取組にしか感じられない。	あらゆる差別は許されるものではなく、日本人に対する差別も同様と考えています。本ガイドライン案でも「ヘイトスピーチ解消法第2条に規定する本邦外出身者以外の人々への不当な差別的言動については、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）のほか、ヘイトスピーチ解消法成立時の衆参両議院の法務委員会による附帯決議があり、これらの不当な差別的言動についても特段の配慮の上、適切に対処すべき」と記しています。 本市において行われてきた、特定の民族や国籍の人々を地域社会から排除することを煽動するヘイトスピーチが、個人の尊厳を傷つけ、差別的意識を助長又は誘発することのないよう、本ガイドラインを適切に運用してまいります。	D

## ② その他（対象範囲外）

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
206	公共施設の利用を抑制することに労力を使うのではなく、本邦外出身者への理解促進や本邦外出身者との親善に力を注いでほしい（同様意見ほか7件）。	本市では、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らししていくことができる多文化共生社会の実現をめざしています。今後も着実に取組を進めてまいります。	E
207	差別や偏見をなくすために朝鮮人に関する正しい知識や情報を得る機会を設けるべきである。（同様意見ほか11件）		
208	市がSNSを利用して、発信する際には、多様な人々に誤解を生じさせないように表現に細心の注意を払う必要がある。	発信に当たりましては、誤解を生じさせぬよう、引き続き表現に注意してまいります。	E

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
209	川崎市HPのパブリックコメントに関するページも読んだが、どこに個人情報の扱いについて書かれているのか分かりにくい。	個人情報の取扱いについては、募集案内の文書に留意事項として明記しております。 意見の内容に不明な点がある際に、その内容を確認する必要があることから、氏名や連絡先などの個人情報の記載を求めています。川崎市個人情報保護条例を厳格に適用し、個人情報の取扱いには十分に配慮してまいります。	E
210	市長の明確な声明の発信をしてほしい。 (同様意見ほか24件)	本ガイドラインの策定自体が、ヘイトスピーチの解消をめざすものであると考えています。 本市では、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らしていくことができる多文化共生社会の実現をめざしています。今後も着実に取組を進めてまいります。	E
211	「ヘイトスピーチを許さない」という声明の発表をしてほしい。 (同様意見ほか12件)		
212	差別主義者には市の施設を使用させない宣言をしてほしい。 (同様意見ほか30件)	本ガイドラインは、公の施設においてヘイトスピーチが行われないう、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準とするものです。 憲法で保障された表現の自由等にも十分配慮しながら、ヘイトスピーチ解消法第2条が定める言動に対し必要な措置を講じ、ヘイトスピーチの抑止のための取組を進めてまいります。	E
213	「ふれあいネット」利用開始・更新時に当ガイドラインの趣旨とヘイトスピーチの基本的な知識の啓発を行うべきである。	本市はヘイトスピーチを許さない社会づくりに向け、国と連携し、「ヘイトスピーチ、許さない」と題したポスターの掲示をはじめとして、さまざまな広報媒体を活用し、積極的に啓発に取り組んでいます。今後も着実に取組を進めてまいります。	E
214	平和館に常備されているDVD(沖縄、在日コリアン、外国ルーツの市民たちの声を収録)は本当に勉強になった。	平和館のDVDについては、今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、引き続き資料の充実に努めます。	E
215	憲法が保障する表現の自由に配慮しながらも、ヘイトスピーチを規制する法律はやはり必要である。 (同様意見ほか13件)	ヘイトスピーチを規制する法律については、今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、いただいた御意見につきましては、国会において立法事実を踏まえ、適切に判断されるものと考えます。	E
216	ヘイトスピーチ解消法は、言論・表現の自由の侵害が懸念され、憲法違反の疑いが濃厚で、無効であり、準拠すべきでない。ヘイトスピーチに対しては本来ならば名誉毀損等で対処すればよく、立法の必要がない法律である。 (同様意見ほか15件)	ヘイトスピーチ解消法については、今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、いただいた御意見につきましては、国会において立法事実を踏まえ、適切に判断されるものと考えます。	E
217	ヘイトスピーチ解消法に基づき場所を与えないようにしてほしい。		

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
218	ヘイトスピーチを取り締まる法律は存在しない。長期的に見れば法律による規制はするべきではない。 (同様意見ほか2件)	法律による規制については、今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、いただいた御意見につきましては、国会において立法事実を踏まえ、適切に判断されるものと考えます。	E
219	ヘイトスピーチ解消法を改正し、ヘイトスピーチを行なった人への罰を明確化すると共にそのような活動を行なった罰をもっと厳しくするべきである。 (同様意見ほか5件)	ヘイトスピーチ解消法の改正については、今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、いただいた御意見につきましては、国会において立法事実を踏まえ、適切に判断されるものと考えます。	E
220	何がヘイトスピーチに当たるかを誰が判断するのか。	今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、何がヘイトスピーチに当たるかの判断については、最終的には司法において行われるものと考えています。	E
221	実際に問題が生じたときは、損害賠償、名誉毀損等により個別案件ごとに裁判で決着が図られるべきである。 (同様意見ほか2件)	各法律の定める要件に該当した場合、当該法律が適用されることは言うまでもありません。本市が、公の施設の利用制限ができる場合であっても、表現の自由に対する過度の制約にならないよう配慮する必要があることから、利用制限の判断に当たっては、ガイドラインの適切な運用を進めてまいります。	E
222	ヘイトスピーチが人種差別だけでなくあらゆる社会的弱者（マイノリティー）に対する差別も含まれると解釈できないか。 (同様意見ほか1件)	本ガイドラインにおいて「不当な差別的言動」とは、原則としてヘイトスピーチ解消法第2条に定める不当な差別的言動を指しており、他の差別への適用は想定していません。	E
223	国籍や地域、人種、性別、年齢、宗教などで差別をすることは恥ずべき行為である。 (同様意見ほか2件)	国籍や地域、人種、性別、年齢、宗教などで差別することは許されるものではありません。本市としても、「川崎市人権施策推進基本計画」に掲げる「あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止」という基本理念に基づき、今後も人権施策を総合的に推進してまいります。	E
224	一層の啓発に努め、「差別などの言動は人間として、決して行ってはならないものである」という当然の思想を、より普及させていくべきである。 (同様意見ほか25件)	本市はヘイトスピーチを許さない社会づくりに向け、国と連携し、「ヘイトスピーチ、許さない」と題したポスターの掲示をはじめとして、さまざまな広報媒体を活用し、積極的に啓発に取り組んでいます。今後も着実に取組を進めてまいります。	E
225	何が差別なのか、なぜ差別をしてはいけないのかを、行政が明確に示してほしい。 (同様意見ほか1件)		
226	神奈川県警が2017年7月16日に川崎市で行われたヘイトデモを許可したことに強く抗議する。 (同様意見ほか13件)	神奈川県警に対する抗議については、今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なることから、本市でお受けすることはできません。道路の使用許可については、集会、集団行進及び集団示威運動に関する県の条例に基づき、神奈川県公安委員会が適切に判断されるものと考えます。	E

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
227	<p>「川崎市人権施策推進協議会」と「多文化共生社会推進指針に関する部会」には外国人がいる。外国人が公権力行使に参加していることになり、しかも当事者が含まれており、不当である。 (同様意見ほか8件)</p>	<p>川崎市人権施策推進協議会は、川崎市附属機関設置条例に基づき設置されており、委員については、定数や任期の規定はありますが、国籍に関する定めはありません。学識者・公募市民等で構成され、専門分野に配慮しながら委員を選定しています。また、多文化共生社会推進指針に関する部会の委員については、多文化共生に関する知識や経験を有する委員を選定しています。</p> <p>また、いわゆる公権力の行使とは、公権力の主体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を具体的に形成するものがありますが、協議会提言には法的拘束力がなく、公権力の行使には当たらないものと考えております。</p> <p>本市では、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らしていくことができる多文化共生社会の実現をめざしています。今後も着実に取組を進めてまいります。</p>	E
228	<p>二度と7月のデモを許可しない仕組みを早急に作って下さい。</p>	<p>デモの許可については、今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なることから、本市でお受けすることはできません。</p> <p>デモの許可については、集会、集団行進及び集団示威運動に関する県の条例に基づき、神奈川県公安委員会が適切に判断するものと考えます。</p>	E
229	<p>あらゆる法令を駆使して会場を貸し出してはならない。</p>	<p>本ガイドラインは、本市の設置・管理条例で定める「公の施設」に関し、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例に基づき利用制限を検討・判断する場合の拠るべき基準として策定するものです。</p> <p>各施設の所管組織は「ヘイトスピーチの行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合」に該当するか否かの判断に当たっては、その該当性が利用申請書等の記載から明らかでない場合は、申請者・団体側の情報発信(告知内容)等を確認するほか、申請者・団体の性質及び活動歴等も勘案の上、各施設の設置・管理条例に基づき、総合的に判断してまいります。</p>	E
230	<p>施行前であっても、人種差別撤廃条約とヘイトスピーチ解消法に照らして現行の条例を解釈し、本件ガイドラインの趣旨を生かして対処すると述べてください。</p>	<p>本ガイドラインは、本市の設置・管理条例で定める「公の施設」に関し、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例に基づき利用制限を検討・判断する場合の拠るべき基準として策定するものですが、ガイドラインの有無に関わらず、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例に基づき適正に判断してまいります。</p>	E
231	<p>表現の自由という権利の基準がどこまでがセーフ、アウトなのかを川崎市民全員で決めたらよい。</p>	<p>最終的には司法判断に従うべき事柄ですが、そもそも多数決に馴染むものではないと考えます。</p>	E

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
232	これまで以上に、あらゆる場面で人権施策を充実すべきである。	本市では、「川崎市人権施策推進基本計画」に掲げる「あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止」という基本理念に基づき、今後も人権施策を総合的に推進してまいります。	E
233	施設と市民の企画の相互間の協議を重ねることが必要である。	施設と市民の協議については、今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例に基づき適正に対応してまいります。	E
234	ガイドラインの策定に市が本気で取り組むのであれば、市の独断で決定するといったような強気な姿勢というものがあっても良い。	本ガイドラインは、行政手続法・条例でいう審査基準に該当することから、パブリックコメント手続を実施いたしました。 本ガイドラインにより、ヘイトスピーチを許さないという本市の姿勢を明確に示すことで、ヘイトスピーチの抑止が図られるものと考えておりますので、今後も着実に取組を進めてまいります。	E
235	在日に不満を抱いている者も多いと推測され、単にヘイトスピーチを規制すると、感情の行き場を失うことから、今まで以上に慎重に行わなければならない。 (同様意見ほか1件)	本ガイドラインは、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例に基づき利用制限を検討・判断する場合の拠るべき基準として策定するものです。ただし、その運用に当たっては、表現の自由等に対する過度の制約にないよう慎重に取組を進めてまいります。	E
236	同じ日本に住む者として互いに協力し、尊重し合いながら地域社会で共生していくことこそが重要である。 (同様意見ほか16件)	本市では、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らしていくことができる多文化共生社会の実現をめざしています。今後も着実に取組を進めてまいります。	E
237	市が公然と日本人に対する差別と人権侵害を行うことに強い憤りを覚える。 (同様意見ほか7件)	あらゆる差別は許されるものではなく、日本人に対する差別も同様と考えています。本市のガイドライン案でも「ヘイトスピーチ解消法第2条に規定する本邦外出身者以外の人々への不当な差別的言動については、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)のほか、ヘイトスピーチ解消法成立時の衆参両議院の法務委員会による附帯決議があり、これらの不当な差別的言動についても特段の配慮の上、適切に対処すべき」と記しています。	E
238	川崎市の公園内不許可処分はヘイトスピーチの根絶につながる、非常に大きな一歩であった。 (同様意見ほか13件)	ガイドライン策定後は、各施設の所管組織が、利用制限を検討・判断する際に本ガイドラインを踏まえ、各施設の設置・管理条例に基づき適切に対応してまいります。	E

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
239	公園使用申請に対する不許可処分は市による市民に対する不当な言論弾圧、かつ日本人差別である。全く市側の対応が不当である。 (同様意見ほか1件)	当該処分は、ヘイトスピーチ解消法の成立を受け、市議会をはじめ様々な御意見を伺いながら判断したものです。 あらゆる差別は許されるものではなく、日本人に対する差別も同様と考えています。本市のガイドライン案でも「ヘイトスピーチ解消法第2条に規定する本邦外出身者以外の人々への不当な差別的言動については、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)のほか、ヘイトスピーチ解消法成立時の衆参両議院の法務委員会による附帯決議があり、これらの不当な差別的言動についても特段の配慮の上、適切に対処すべき」と記しています。 その運用に当たっては、表現の自由等に対する過度の制約にないよう慎重に取組を進めてまいります。	E
240	公園内行為不許可処分は、本ガイドラインの「言動要件は満たすが、迷惑要件は満たさない」に該当する案件のように思われる。ガイドライン策定前の案件ではあるが、整合確認してほしい。	当該処分は、ヘイトスピーチ解消法の成立を受け、市議会をはじめ様々な御意見を伺いながら設置・管理条例に基づき行われました。 本ガイドラインは各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例に基づき利用制限を検討・判断する場合の拠るべき基準を整理したもので、整合しているものと考えています。	E
241	差別主義者の行動によって、行政の担当者に「感情労働」が高まることが考えられる。	本市では、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らししていくことができる多文化共生社会の実現をめざしています。今後も着実に取組を進めてまいります。	E
242	まずは川崎市が、差別的言動がなく、すべての人が暮らしやすい場所となることを願っている。 (同様意見ほか7件)	本市では、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らししていくことができる多文化共生社会の実現をめざしています。今後も着実に取組を進めてまいります。	E
243	この政策をきっかけに社会の意識が変わればよい。		
244	平成28年6月に横浜地方裁判所川崎支部で決定されたヘイトデモの禁止の仮処分について、「在日コリアン集住地区付近」だけでなく、川崎市内全域に広げてもらいたい。	平成28年(ヨ)第42号ヘイトデモ禁止仮処分命令申立事件において、横浜地方裁判所川崎支部民事部は、債務者は申立人である債権者の主たる事務所の入口から半径500m以内において差別的言動をしてはならず、また第三者をして同行為を行わせてはならないものと決定されています。 この仮処分は私人間の争いに関する暫定的措置であることから、多文化共生のまちづくりを進めてきた本市としては、ヘイトスピーチは許さないという姿勢を明確に示すとともに、多文化共生について理解を深めるため、人権教育、人権意識の啓発活動を推進してまいります。	E

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
245	より日本人が文化や思いなどの考えを知り、理解しようという気持ちが大切である。	本市では、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らしていくことができる多文化共生社会の実現をめざしています。今後も着実に取組を進めてまいります。	E
246	歴史的経緯を理解すれば、なにも意味なく「帰れ」と言っているわけではないことがわかるはず。とても日本人が関わるべき民族ではないことも併せて教えるべきである。		
247	民主主義を理解せず日本人への弾圧を擁護する川崎市はヘイト団体である。	あらゆる差別は許されるものではなく、日本人に対する差別も同様と考えています。 本市のガイドライン案でも「ヘイトスピーチ解消法第2条に規定する本邦外出身者以外の人々への不当な差別的言動については、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)のほか、ヘイトスピーチ解消法成立時の衆参両議院の法務委員会による附帯決議があり、これらの不当な差別的言動についても特段の配慮の上、適切に対処すべき」と記しています。 多文化共生のまちづくりを進めてきた本市として、ヘイトスピーチは許さないという姿勢を明確に示すとともに、多文化共生について理解を深めるため、人権教育、人権意識の啓発活動を推進してまいります。	E
248	川崎市のような特定の某民族をことさら擁護し、日本民族の言論を封殺することに全く躊躇しない自治体は解体されるべきである。 (同様意見ほか1件)		
249	例えば、日本国内で在日朝鮮人や中国人が暴動を起こした場合、川崎市は在日朝鮮人側に付くと考えてよろしいか？在日朝鮮人側に付き日本人の言論を封殺しようとするのであれば川崎市行政は日本人の「敵」と考えざるを得なくなる。当然、在日朝鮮人の暴動鎮圧の為に作られた組織が前身である自衛隊の殲滅対象に川崎市行政も含まれる事になると思われる。その覚悟をお願いする。	本市では、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らしていくことができる多文化共生社会の実現をめざしています。今後も着実に取組を進めてまいります。	E
250	ヘイトスピーチを全面的に禁止し、罰則を与える条例の策定を求める。 (同様意見ほか9件)		
251	一般市民が申請者のヘイト前歴を理由に、デモ等の差し止めを請求できる根拠を条例に設けるべきである。 (同様意見ほか1件)		
252	憲法違反の疑いのある条例制定に反対である。 (同様意見ほか1件)		
253	カウンターを取り締まる条例には反対である。道路上の座り込みも規制すべきでない。		

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
254	ヘイトスピーチのガイドラインよりも、デモカウンターのガイドラインを策定した方が川崎市の為になる。	本市では、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らしていくことができる多文化共生社会の実現をめざしています。今後も着実に取組を進めてまいります。	E
255	あらゆる差別に対処するための部署を設けるなど、人権・男女共同参画室の体制整備を要望する。 (同様意見ほか6件)		
256	公の施設でのヘイトスピーチの規制よりむしろインターネット上のヘイトスピーチの規制を強化すべきである。 (同様意見ほか8件)		
257	ヘイトスピーチの解消をめざすには、学校教育での取組も必要である。 (同様意見ほか6件)		
258	国としてヘイトスピーチ解消法にぜひ罰則規定が盛り込まれるように、働きかけをしてほしい。 (同様意見ほか1件)		
259	レイシズムの発露は放置し、言わせておけばよい。		
260	「在日特権」という誤解がまだ存在することは非常に問題である。 (同様意見ほか3件)		
261	「在日特権」と言われるものは誤りも含んでいるが、その主張には共感できる部分もある。 (同様意見ほか2件)		
262	社会問題として声をあげているのは、一般の市民ではなく、ある一定の組織や民族だけの意見である。		
263	公の施設である公民館などを使って、話し合いの場を設ける等双方が積極的に対話していくべきである。		
264	どちらかが一方的に悪いとは言えない。相互に解消努力すべきである。		
265	在日だけでなく、ヘイトスピーチをしている周辺に住んでいる人にも多大な迷惑である。		
266	私たち一市民も、ともに、誰もが生きやすい社会にするため、自分にできることを地域に返していくべきだ。 (同様意見ほか2件)		
267	人種差別撤廃条約上の留保の撤回を川崎市や市民で国にもっと訴えていくべきである。		

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
268	東京オリンピック・パラリンピックに経済効果の他に、差別撤廃へのきっかけとしての効果もぜひ期待したい。	本市では、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らしていくことができる多文化共生社会の実現をめざしています。今後も着実に取組を進めてまいります。	E
269	同性愛や性同一性障害などの性的マイノリティを対象にしたヘイトスピーチも規制対象となるようヘイトスピーチ対策を進めると共に、性的マイノリティの権利を擁護する政策（パートナーシップ制度など）も進めてほしい。	本市では、人権を尊重し、共に生きる社会をめざして「川崎市人権施策推進基本計画」を策定しています。今後も着実に取組を進めてまいります。	E
270	相談体制の整備につき、必要な体制の具体化と、市民等にわかりやすく示す必要がある。		
271	日本の政治家がもっとこの問題に対して関心をもって対応してほしい。	今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なります。	E
272	ヘイトデモ対策を理由に国会前デモ制限発言をした総務大臣に強く抗議する。		
273	ヘイトスピーチの被害に遭った外国籍の方が名誉回復するために訴訟を起こしたいと希望された場合は全面的に支援していただきたい。		
274	デモで捌け口を在日外国人に向けているのが現状である。その怒りを抑えるためにも、職を探してあげたり生活保護費を少し出してあげたりしたほうが良い。		
275	在日朝鮮人の人々が少しでも快適に暮らせるような更なる社会制度の充実を期待したい。		
276	在日朝鮮人への生活保護支給額を減額すべきである。但し、在日朝鮮人には就職や昇進に対して大きな不利があることを考慮して、支給額減額の代替措置として、公共団体が運用する職業施設を設立し、そこで就職に難がある者やより高額な給与を求めた者に対して就職の門戸を開いてはどうか。		
277	川崎市には他に急いであることがあるはずである。特に外国人生活補助費支給停止、朝鮮小中学校補助費支給停止等をして若年日本人の生活を守る事が先である。		
278	朝鮮人学校への補助金を出してほしい。		

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
279	テロや人殺しを美化する外国人が、日本でテロや人殺しを賛美する活動を行ったとしても、それを批判したり、危険性を啓発する事はヘイトスピーチとされるが、外国人によるテロや人殺しに怯えている人が、実際には居るという事を理解してほしい。	今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なります。	E
280	外国人も日本人も政治的意見を自由に言えるべきである。		
281	制度上、政府から独立した人権救済措置機関の設置が必要。		

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン」新旧対照表

意見番号	修正箇所	修正後	修正前
No.19	P.1	<p>1 目的（3段落目）</p> <p>そこで、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準として、本ガイドラインを策定し、<u>多文化共生社会を推進していくものである。</u></p>	<p>1 目的（3段落目）</p> <p>そこで、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準として、本ガイドラインを策定する。</p>
No.20	P.1	<p>1 目的（4段落目）</p> <p>本ガイドラインの運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する自由と権利を不当に侵害することのないようにしなければならない。</p>	<p>1 目的（4段落目）</p> <p>本ガイドラインの運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する自由と権利を不当に侵害することのないように<u>留意</u>しなければならない。</p>
No.21	P.1	<p>2 経緯</p> <p>（1）本市の基本的立場</p> <p><u>ア 憲法及び法令を尊重遵守しなければならない。表現の自由等の人権について、その安易な規制は避けなければならない。</u></p> <p>イ 川崎市人権施策推進基本計画（平成19年2月策定、平成27年3月改定。）において、その基本理念の一つとして「あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止」を掲げている。</p> <p>ウ 川崎市多文化共生社会推進指針を改定（平成27年10月）し、新設した重点課題の一つとして「差別解消施策の検討」を掲げている。</p>	<p>2 経緯</p> <p>（1）本市の基本的立場</p> <p>（記載なし）</p> <p>ア 川崎市人権施策推進基本計画（平成19年2月策定、平成27年3月改定。）において、その基本理念の一つとして「あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止」を掲げている。</p> <p>イ 川崎市多文化共生社会推進指針を改定（平成27年10月）し、新設した重点課題の一つとして「差別解消施策の検討」を掲げている。</p>
No.51	P.2	<p>3 対象（4行目）</p> <p>施設の設置・管理者が適切に判断する。</p>	<p>3 対象（4行目）</p> <p>施設の設置・管理者が適切に判断する必要があるものとする。</p>
No.155	P.4	<p>（3）判断方法</p> <p>ウ（3行目）</p> <p>その利用によって、他の利用者の<u>生命、身体、自由、名誉若しくは財産が侵害され、</u></p>	<p>（3）判断方法</p> <p>ウ（3行目）</p> <p>その利用によって、他の利用者の<u>人権が侵害され、</u></p>

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進  
に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン

～ ヘイトスピーチ解消に向けて ～

平成29（2017）年11月

川 崎 市

## ◎目 次

1	目 的	1
2	経 緯	1
3	対 象	2
4	定 義	2
5	公の施設の利用制限に関する基本指針	
(1)	利用制限の考え方	3
(2)	手続等の概要	3
(3)	判断方法	4
6	利用制限の種類	5
7	第三者機関への意見聴取	6
8	市の各施設への具体的な適用	
(1)	都市公園の場合	7
(2)	市民館の場合	9
(3)	上記以外の公の施設の場合	10
9	利用申請から許可・不許可等の決定までの具体的な流れ	10
(1)	申請書によるケース	11
(2)	ふれあいネットによるケース	14
10	本ガイドラインの適用時期	14
11	資料編	
資料 1	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律（平成 28 年 6 月 3 日・法 68）	15
資料 2	参議院法務委員会 附帯決議（平成 28 年 5 月 12 日）	16
資料 3	衆議院法務委員会 附帯決議（平成 28 年 5 月 20 日）	17
資料 4	参議院法務委員会「ヘイトスピーチの解消に関する決議」 （平成 28 年 5 月 26 日）	17
資料 5	公園内行為許可申請の不許可処分に関する市長コメント （平成 28 年 5 月 31 日）	18
資料 6	川崎市におけるヘイトスピーチへの断固たる措置を求める要望書 （平成 28 年 5 月 30 日）	18
資料 7	あらゆる差別の撤廃に向けたまちづくりの推進に関する決議 （平成 28 年 3 月 18 日）	18
資料 8	ヘイトスピーチ対策に係る法整備を求める要望について （平成 28 年 3 月 14 日）	19
資料 9	泉佐野市民会館事件最高裁判決（平成 7 年 3 月 7 日）	20
資料 10	川崎市人権施策推進協議会優先審議事項報告書「ヘイトスピーチ 対策に関する提言（抄）」（平成 28 年 12 月 27 日）	27

## 1 目的

公の施設は「住民の福祉を増進する目的」で設けられており、住民の利用は「正当な理由」がない限り拒んではならないと定められている（地方自治法第244条）。したがってその利用申請については、憲法、地方自治法等の観点から原則として許可をする必要がある。

しかし、平成28年6月3日、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）が公布・施行され、同法第4条第2項において、「地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。」と定められたことから、本市としても、施設管理権を適切に行使し、公の施設において不当な差別的言動が行われることを制度的に防止することが求められる。

そこで、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準として、本ガイドラインを策定し、多文化共生社会を推進していくものである。

本ガイドラインの運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する自由と権利を不当に侵害することのないようにしなければならない。

## 2 経緯

### (1) 本市の基本的立場

ア 憲法及び法令を尊重遵守しなければならない。表現の自由等の人権について、その安易な規制は避けなければならない。

イ 川崎市人権施策推進基本計画（平成19年2月策定、平成27年3月改定。）において、その基本理念の一つとして「あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止」を掲げている。

ウ 川崎市多文化共生社会推進指針を改定（平成27年10月）し、新設した重点課題の一つとして「差別解消施策の検討」を掲げている。

### (2) 公園内行為不許可処分

本市では、平成28年5月30日、公園内行為許可申請に対し「不当な差別的言動から市民の安全と尊厳を守る」という観点から、全国初の不許可処分を行った。

### (3) 川崎市人権施策推進協議会からの提言

平成28年7月13日、市長から「ヘイトスピーチ対策に関すること」につき優先的に審議することとの依頼を受けた川崎市人権施策推進協議会は、審議の結果、同年12月27日に優先審議事項報告書『ヘイトスピーチ対策に関する提言』を提出した。

同報告書では、「取り組むべき事項」として「ヘイトスピーチによる市民の被害を防止するため、市が所管する公的施設（公園、市民館等）において、ヘイトスピーチが行

われないう対処する必要がある。そのためには、条例の制定又は改正をすべきであるが、当面は、各施設の既存の条例の解釈を明確化すべく、早急に、公的施設の利用に関するガイドラインを策定する必要がある。」と提言されている。

### 3 対象

本ガイドラインでは、地方自治法第 244 条に定める「公の施設」（指定管理者制度導入施設を含む。）であって本市の設置・管理条例で定めるものを対象とする。

なお、これ以外の本市の施設に関しても、ガイドラインの対象となる施設に準じて、ヘイトスピーチ解消法の趣旨を踏まえ、施設の設置・管理者が適切に判断する。

### 4 定義

(1) 本ガイドラインにおいて「不当な差別的言動」とは、原則としてヘイトスピーチ解消法第 2 条に定める不当な差別的言動を言う。したがって、

- ① 対象が「本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの」であること
- ② 「差別的意識を助長し又は誘発する目的」を有すること
- ③ 「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として」いること
- ④ 「本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する」ものであること

の 4 つの要件を満たすことを要する。

また、同条ではその行為態様として「公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑する」ことが例示されている。

なお、②の要件に関しては、平成 27 年度法務省委託調査研究事業として公益財団法人人権教育啓発推進センターが公表した「ヘイトスピーチに関する実態調査報告書」（平成 28 年 3 月）において、一般的にヘイトスピーチと指摘されることの多い内容として次の 3 つの類型が挙げられていることが参考となる。

- a. 特定の民族や国籍に属する集団を一律に排斥するもの  
例；「〇〇人は日本から出て行け」
- b. 特定の民族や国籍に属する集団の生命、身体等に危害を加えるもの  
例；「〇〇人を皆殺しにしる」
- c. 特定の民族や国籍に属する集団を蔑称で呼ぶなどして、ことさらに誹謗中傷するもの  
例；「ゴキブリ〇〇人」

\* どのような言動がヘイトスピーチ解消法第 2 条に定める「不当な差別的言動」に該当するかの判断に当たっては、事案ごとに状況・文脈に応じて個別具体的に判断する必要がある。

\* 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の適用を受ける選挙運動等については、同法に基づいて、判断しなければならない。

(2) さらに、ヘイトスピーチ解消法第 2 条に規定する本邦外出身者以外の人々への不当な差別的言動については、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）のほか、ヘイトスピーチ解消法成立時の衆参両議院の法務委員会による附帯決議（16 頁以下参照）があり、これらの不当な差別的言動についても特段の配慮の上、適切に対処すべきである。

## 5 公の施設の利用制限に関する基本指針

公の施設の利用申請については、原則として許可をする必要がある（地方自治法第 244 条）。そこで、利用制限に関する基本方針を次のとおりとする。

### (1) 利用制限の考え方

市が、公の施設の利用を制限することができる場合があるとしても、表現の自由に対する過度の制約にならないよう配慮しなければならない。基準の文言は一定程度抽象的にならざるを得ないことから、表現の自由の制約が過度にわたることがないように極めて例外的な場合に限定して解釈することが必要になる。特に主観的なおそれや抽象的な可能性だけをもって利用を制限することがあってはならない。

### (2) 手続等の概要

#### ア 利用制限の種類

公の施設において、利用許可の申請があった場合に「不当な差別的言動の行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合（言動要件）」は、当該公の施設の利用等につき、「警告」「条件付き許可」「不許可」「許可の取消し」といった利用制限を行うことができることとする【6 利用制限の種類 参照】。

#### イ 「不許可」「許可の取消し」の要件

利用制限のうち、「不許可」「許可の取消し」については「当該施設利用において、不当な差別的言動の行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合（言動要件）」であり、かつ「その者等に施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実を照らして明白な場合（迷惑要件）」と判断されるときに限って行うことができることとする。

#### ウ 第三者機関

「不許可」「許可の取消し」とする場合、判断及び手続の公正性・公平性・透明性を担保するため、第三者機関から事前に意見聴取を行うこととする【7 第三者機関への意見聴取 参照】。

#### エ 許可後の対応

許可後に「不当な差別的言動の行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合（言動要件）」と判断されることとなったときは、アからウに準じた対応を行うこととする。

#### オ 具体的な流れ

利用許可の申請から許可・不許可までの手続は、「9 利用申請から許可・不許可等の決定までの具体的な流れ」に規定したとおり行うこととする。

地方自治法

(公の施設)

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第 3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

### (3) 判断方法

ア 各施設の所管組織は「不当な差別的言動の行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合（言動要件）」に該当するか否かの判断に当たっては、その該当性が利用申請書等の記載から明らかでない場合は、申請者・団体側の情報発信（告知内容）等を確認するほか、申請者・団体の性質及び活動歴等も勘案の上、総合的に判断しなければならない。

イ 各施設の所管組織が総合的な判断をするに当たっては、市民文化局人権・男女共同参画室に情報提供を求めることができる。

ウ 各施設の所管組織が「その者等に施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実を照らして明白な場合（迷惑要件）」に該当するという判断をするに当たっては、その利用によって、他の利用者の生命、身体、自由、名誉若しくは財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険があり、これを回避する必要性が優越する場合に限られなければならない。そして、その危険性の程度としては、単に危険な事態を生じる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要である。

なお、他者の実力での妨害により紛争が生じるおそれを理由に平穏な集会を拒否できるのは、警察の警備等によってもなお混乱を防止することができないなど特別な事情がある場合に限られる。

エ さらに、ウの判断に当たっては、当該施設の性質・形態を考慮しなければならない。例えば、公園等の屋外施設の場合には、他の利用者の迷惑については想定しやすいが、市民館の会議室のように閉鎖型で個々に独立した形態の場合には、参加者が特定又は少数の場合は他の利用者の迷惑自体が想定し難い。

※ この際、文書、ウェブページ等判断の根拠となった証拠類については各施設の所管組織において保管しなければならない。

## 6 利用制限の種類

利用制限のうち、「不許可」は、集会・表現の自由に対する最も重大な制約となるものである。本ガイドラインを策定する契機となった『ヘイトスピーチ対策に関する提言』（平成28年12月27日川崎市人権施策推進協議会）においても、「公的施設の利用については、憲法及び地方自治法の観点から許可を原則としなければならない。」とされ、「集会・表現の自由を損なわないよう、ガイドラインにおいて規制対象や手続を明確にして、慎重に運用しなければならない。」とされている。

したがって、「不許可」「許可の取消し」という対応は、極めて限定的な場合に限って行うこととし、他のより制限的でない手段の選択が可能な場合には、まずその手段を選択しなければならないこととする。

なお、利用制限を行った場合、市民文化局人権・男女共同参画室に速やかに報告を行うこととする。また、報告を受けた同室は、その処分内容等につき適時公表する。

### (1) 警告

申請された集会等で不当な差別的言動を行わないように警告をした上で許可するものである。

これは、申請者が不当な差別的言動を行う意思がないと表明していても、各施設の所管組織において、それが行われる可能性が高くはないがあると判断された場合に、行政指導の一環として発することができることとするものである。この警告は文書で行い、行った場合は記録簿等を作成し記録する。

行政指導である以上、あくまでも相手方の任意又は合意を前提として行政目的を達成しようとするものであり、ここでの警告は不当な差別的言動を行わないよう働きかける事実行為に過ぎない。したがって、「その相手方がこれに従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない」（川崎市行政手続条例第30条第2項）。また、「申請をした者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請をした者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない」（同条例第31条）。

(文例)

施設利用をされる皆様へ

ヘイトスピーチ解消のための法律が施行されています。  
各施設の利用に当たりましては、同法に定める不当な差別的言動を行わないこと等、関係法規を遵守してください。  
民族や国籍等の違いを超え、互いの人権を尊重しあう社会をともに築きましょう。

川崎市

## (2) 条件付き許可

不当な差別的言動を行わないことを条件として、利用を許可するものである。

これは、不当な差別的言動が行われる可能性が高いが、具体的に明らかとまでは言えない場合に、「ヘイトスピーチ解消法が定める不当な差別的言動を行わないこと」といった条件を付した上で許可処分を行うことができるとするものである。

条件は、各条例が認めた裁量の範囲内で付することができる。

(例) 条例第●条に基づき、次の各号に該当する場合は、許可を取り消すことがある。

- (x) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を行う場合。

## (3) 不許可

「当該施設利用において、不当な差別的言動の行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合（言動要件）」であり、かつ「その者等に施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実を照らして明白な場合（迷惑要件）」に該当すると各施設の所管組織において判断したときには、原則として「7 第三者機関への意見聴取」で定める第三者機関に意見聴取を実施した上で、不許可とすることができる。

## (4) 許可の取消し

許可決定後に、「当該施設利用において、不当な差別的言動が行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合（言動要件）」であり、かつ「その者等に施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実を照らして明白な場合（迷惑要件）」に該当すると各施設の所管組織において判断したときには、原則として第三者機関に意見聴取をした上で、市行政手続条例に則り、許可を取り消すことができる。

## 7 第三者機関への意見聴取

6 (3) 及び (4) により意見を求められる第三者機関については次のとおりとする。

### (1) 第三者機関の位置付け・構成

ア この機関は、市長の附属機関たる川崎市人権施策推進協議会の下に部会として設置する。

イ 各施設の所管組織からの依頼に基づき、その当否を審議し、意見を述べる。

ウ 部会の事務局は、市民文化局人権・男女共同参画室に置く。

## (2) 意見聴取の手続

- ア 各施設の所管組織は、意見聴取のために部会の開催を求める場合、事務局に申し出る。この際、申請書の他、当該判断に至った資料等を併せて提出するものとする。
- イ 部会は、必要があると認めるときは、所管課、申請者等に意見書又は資料の提出を求めること及び事実を述べさせること等その他必要な調査を行う。
- ウ 部会は「当該施設利用において、不当な差別的言動の行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合（言動要件）であり、かつ、その者等に施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実を照らして明白な場合（迷惑要件）」に該当するか否かについて審議する。
- エ 審議結果に基づき意見書を作成する。部会に所属する委員間で判断・意見が一致しない場合、各判断・意見を併記する。
- オ 調査審議の結果は、個人情報に触れる部分を除き、市のホームページ等で公開する。

## (3) 審議結果の取扱い

表現の自由等の重要性に鑑み、同部会に所属する委員が全員一致で、(2)ウの要件に該当すると判断した場合には、各施設の所管組織は、その判断及び表現の自由等の重要性を総合的に斟酌して最終判断を行う。

## (4) 各施設の所管組織の対応

各施設の所管組織においては、現行の標準処理期間を確認し、各施設の事情等を勘案した上で、必要に応じて本ガイドラインの定める手続実施に適合した適切な標準処理期間へ変更する。

# 8 市の各施設への具体的な適用

## (1) 都市公園の場合

川崎市都市公園条例

(行為の制限)

第3条

- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が、都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で、条件を付けることができる。

(監督処分)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定による許可若しくは承認(第7条第2項の承認を除く。以下この項及び次項において同じ。)を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園より退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
- (3) 偽り、その他不正な手段により、この条例の規定による許可又は承認を受けた者

#### 許可条件（許可書裏面）

- 1 公園の施設・樹木等を破損しないように注意するとともに、破損した場合は、申請者の負担で元の状態に戻すこと。
- 2 一般の公園利用を妨げないこと。また、事故が発生しないように注意し、第三者に損害を与えた場合は、申請者の負担で処理すること。
- 3 申請した面積及び指定された区域以外を使用しないこと。
- 4 終了後は後片付けを速やかに行い、ごみは持ち帰るなど申請者が責任をもって処理すること。
- 5 公園の施設に看板、ポスター、その他を取り付けないこと。
- 6 公園内の電気を使用しないこと。
- 7 公園内で火気を使用しないこと。また、危険物を持ち込まないこと。
- 8 公園内に車両を乗り入れないこと。また、近隣住民の迷惑となるため、周辺道路に駐車しないこと。
- 9 公園の維持管理上又は公益上必要が生じた場合は、許可を取り消し、使用の中止を求めることがあります。
- 10 都市公園法及び川崎市都市公園条例・同条例施行規則を守ること。
- 11 その他必要な事項は、その都度所管の道路公園センターと協議し、その指示に従うこと。

#### ア 警告

申請者が不当な差別的言動を行う意思がないと表明していても、それが行われる可能性が高くはないがあると判断された場合に、行政指導の一環として、文書をもって申請された集会等で不当な差別的言動を行わないように警告を行うことができるものとする。

#### イ 条件付き許可

不当な差別的言動が行われる可能性が高いが、具体的に明らかとまでは言えない場合には「ヘイトスピーチ解消法が定める不当な差別的言動を行わないこと」という条件を付した上で、川崎市都市公園条例第3条第5項に基づき「都市公園の管理のため必要な範囲で、条件を付けることができる」に該当するものとして許可処分を行うことができるものとする。

#### ウ 不許可

都市公園において、「当該施設利用において、不当な差別的言動の行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合（言動要件）であり、かつ、そ

の者等に施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実を照らして明白な場合（迷惑要件）」に該当すると判断したときには、他の利用者の通常の利用に迷惑や差し障り、差し支えがあることから、川崎市都市公園条例第3条第4項にいう「都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合」に該当しないものとして不許可とすることができるものとする。

#### エ 許可の取消し

都市公園において、許可後に「当該施設利用において、不当な差別的言動の行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合（言動要件）であり、かつ、その者等に施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実を照らして明白な場合（迷惑要件）」に該当すると判断したときには、許可条件（条件9；「公園の維持管理上又は公益上必要が生じた場合は、許可を取り消し、使用の中止を求めることがあります。」）違反を理由に、川崎市都市公園条例第22条第1項第2号「条例の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者」に該当するものとして許可を取り消すことができるものとする。

## （2） 市民館の場合

### 川崎市市民館条例

#### （使用許可）

第5条 市民館の施設及び設備を使用しようとする者は、教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。

#### （使用許可の制限）

第8条 委員会は、次の各号の一に該当すると認める場合は、市民館の施設及び設備の使用を許可しない。

- 1 施設及び設備をき損するおそれがあるとき。
- 2 管理上支障があるとき。
- 3 その他委員会が使用を不相当と認めるとき。

#### （使用許可の取消し等）

第9条 委員会は、第5条の許可を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、その許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- （1） 使用目的に反したとき。
- （2） 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- （3） 災害その他の事故により使用できなくなったとき。
- （4） 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由が生じたとき。
- （5） 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

## ア 警告

申請者が不当な差別的言動を行う意思がないと表明していても、それが行われる可能性が高くはないがあると判断された場合には、許可後においても行政指導の一環として、文書をもって申請された集会等で不当な差別的言動を行わないように警告を行うことができるものとする。

## イ 条件付き許可

不当な差別的言動が行われる可能性が高いが、具体的に明らかとまでは言えない場合には「ヘイトスピーチ解消法が定める不当な差別的言動を行わないこと」という条件を付した上で、許可処分を行うことができるものとする(川崎市市民館条例第5条)。

## ウ 不許可

市民館等において、「当該施設利用において、不当な差別的言動の行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合(言動要件)であり、かつ、その者等に施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実を照らして明白な場合(迷惑要件)」に該当すると判断したときには、施設管理権を適切に行使し、市の施設において不当な差別的言動が行われることを制度的に防止することが求められることから、川崎市市民館条例第8条第3号に基づき「使用を不相当と認めるとき」に該当するものとして不許可とすることができるものとする。

## エ 許可の取消し

市民館において、許可後に「当該施設利用において、不当な差別的言動の行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合(言動要件)であり、かつ、その者等に施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実を照らして明白な場合(迷惑要件)」に該当すると判断したときには、川崎市市民館条例第9条第5号に基づき「使用を不相当と認めるとき」に該当するものとして許可を取り消すことができるものとする。

### (3) 上記以外の公の施設の場合

上記(2)に相当する各施設の設置・管理条例の規定を根拠として行うこととする。

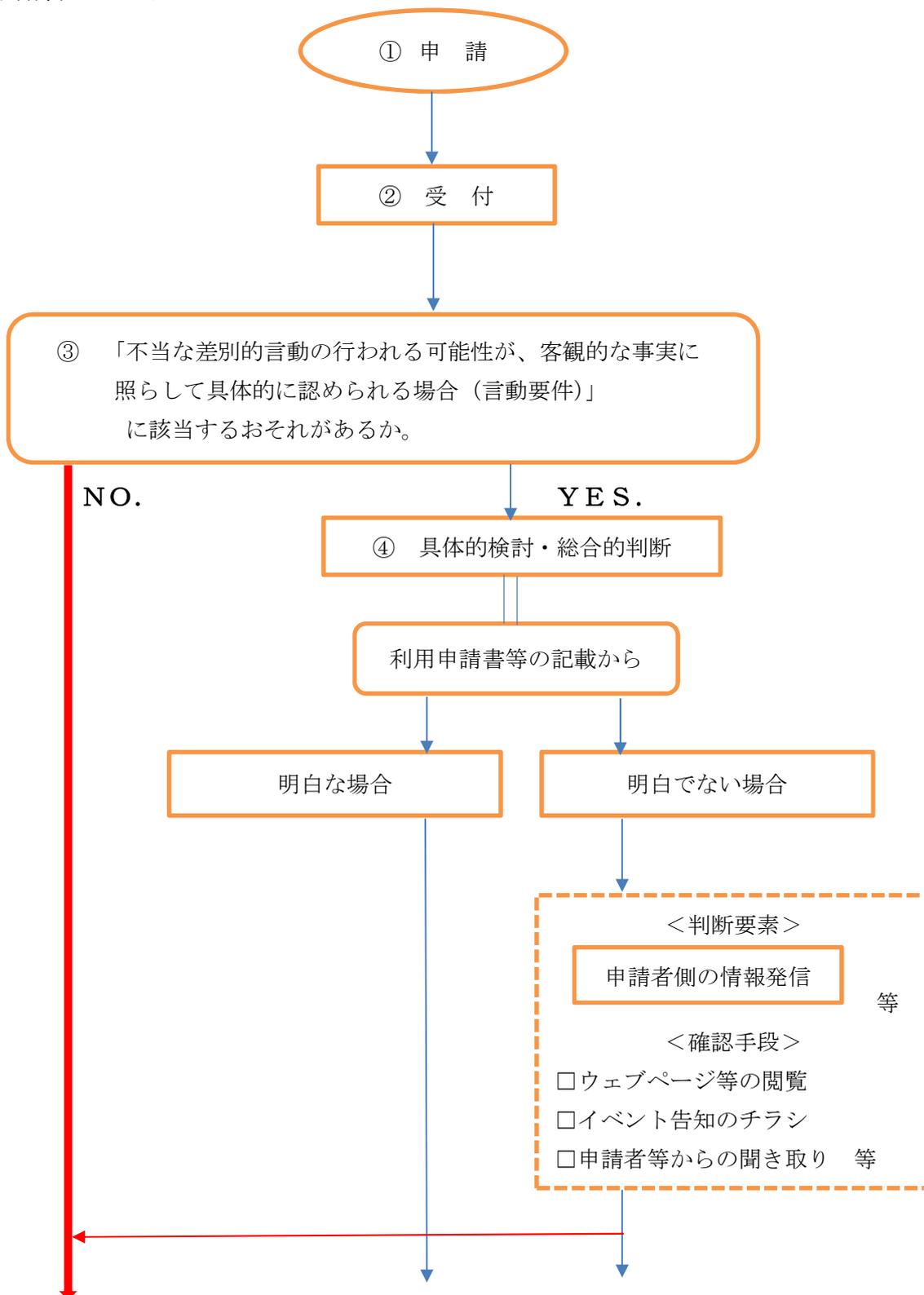
## 9 利用申請から許可・不許可等の決定までの具体的な流れ

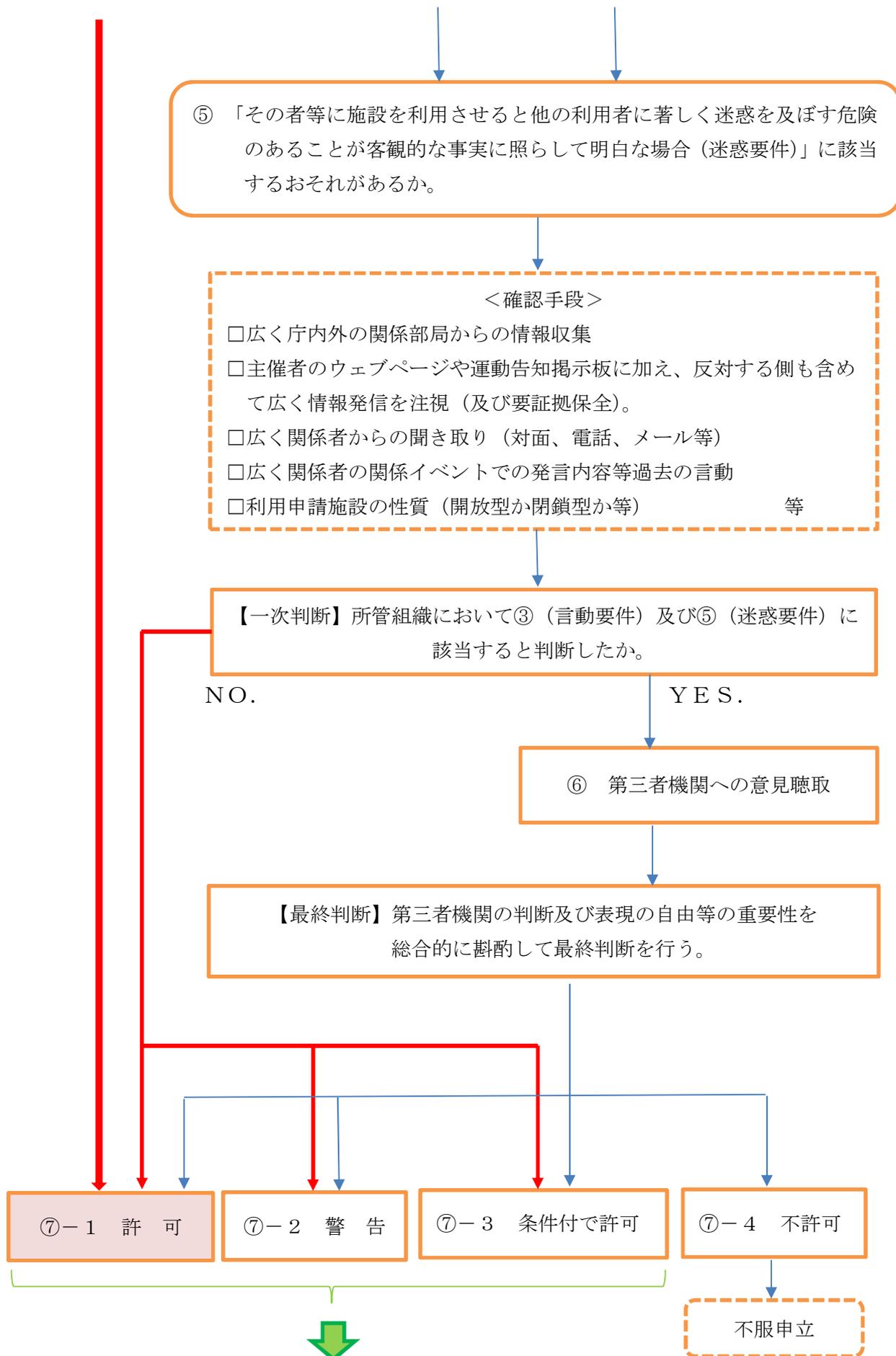
公の施設の利用申請の手続については、施設の窓口等で申請する場合と、川崎市公共施設利用予約システム(以下「ふれあいネット」という。)による場合がある。

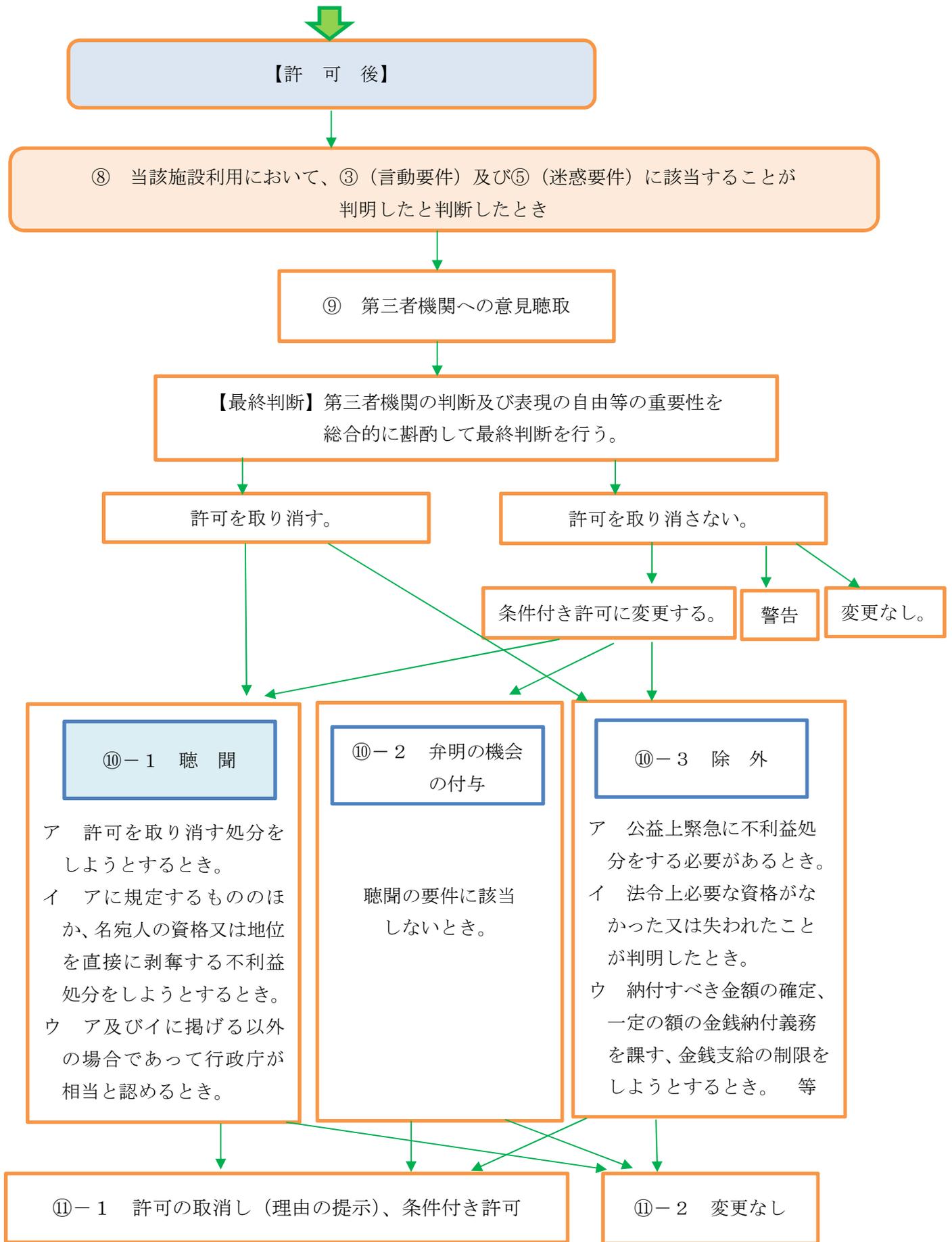
それぞれの手続の流れについては、次の図のとおり。

なお、ふれあいネットでは、自動抽選後の予約確定時に使用申請があったものとされ、多くの場合、利用当日に施設において鍵の受け渡し(指定管理施設では料金支払い)を行う際に許可が行われている。

(1) 申請書によるケース

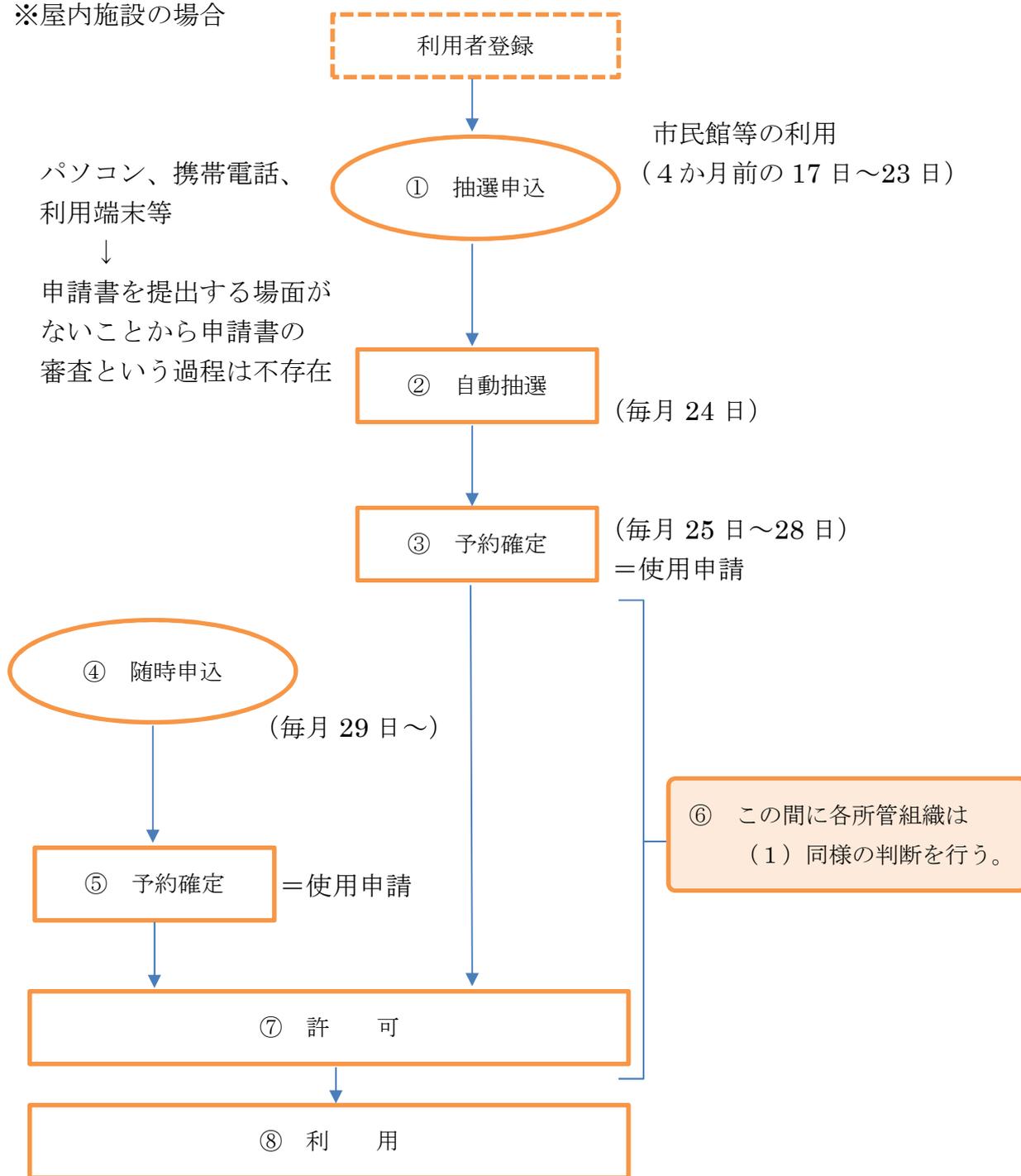






## (2) ふれあいネットによるケース

※屋内施設の場合



### 10 本ガイドラインの適用時期

このガイドラインは、策定・公表の日から起算して6月を超えない範囲内において別途通知する日から施行する。

## 1 1 資料編

### 資料 1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

(平成28・6・3 法68)

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この法律において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

##### (基本理念)

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

##### (国及び地方公共団体の責務)

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## 第2章 基本的施策

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

### 資料2 参議院法務委員会 附帯決議（平成28年5月12日）

国及び地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 第2条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処すること。

二 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容や頻度は地域によって差があるものの、これが地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、国と同様に、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。

三 インターネットを通じて行われる本邦外出身者の対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発す

る行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。

### 資料3 衆議院法務委員会 附帯決議（平成28年5月20日）

国及び地方公共団体は、本法の施行に当たり次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に照らし、第2条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであるとの基本的認識の下、適切に対処すること。
- 二 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、その内容や頻度の地域差に適切に応じ、国とともに、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。
- 三 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。
- 四 本邦外出身者等に対する不当な差別的言動のほか、不当な差別的取扱いの実態の把握に努め、それらの解消に必要な施策を講ずるよう検討を行うこと。

### 資料4 参議院法務委員会「ヘイトスピーチの解消に関する決議」（平成28年5月26日）

「ヘイトスピーチ、許さない。」

ヘイトスピーチ解消の啓発活動のために法務省が作成したポスターは力強くそう宣言する。

従来、特定の民族や国籍など本人の意思では変更困難な属性を根拠に、その者たちを地域社会ひいては日本社会から排除しようという言動であるヘイトスピーチについて、それが不特定多数に向けられたものの場合、法律の立場は明確ではなかった。

しかし、個人の尊厳を著しく害し地域社会の分断を凶るかかる言論は、決して許されるものではない。このため、本委員会において、ヘイトスピーチによって被害を受けている方々の集住地区の視察などをも踏まえて真摯な議論を重ねた結果、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が5月12日に本委員会で全会一致、13日の本会議において賛成多数で可決され、24日の衆議院本会議において、可決・成立した。同法は、国連の自由権規約委員会、人種差別撤廃委員会などからの要請をも踏まえたものである、

平成32年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた共生社会の実現のためにも、ヘイトスピーチの解消に向けて取り組むことは、党派を超えた喫緊の重要課題である。今般成立したヘイトスピーチ解消法は、ヘイトスピーチの解消に向けた第一歩であるが、終着点ではない。引き続き、法務省の「外国人の人権状況に関する調査」を始めとする実態調査や国会における議論を通じて立法事実を明らかにしていくことが、私たちに課せられ使命である。

全国で今も続くヘイトスピーチは、いわゆる在日コリアンだけでなく、難民申請者、オーバーステイ、アイヌ民族に対するものなど多岐にわたっている。私たちは、あらゆる人間の尊厳が踏みにじられていることを決して許すことはできない。

よって、私たちは、ヘイトスピーチ解消及び被害者の真の救済に向け、差別のない社会を目指して不断の努力を積み重ねていくことを、ここに宣言する。

#### 資料5 公園内行為許可申請の不許可処分に関する市長コメント（平成28年5月31日）

昨日、富士見公園ふれあい広場及び稲毛公園に対する6月5日の公園内行為許可申請について「不許可処分」とし、申請者に通知をいたしました。本市は、違いを豊かさとして認め合いながら発展してきた多文化共生のまちであり、これまで市内でヘイトスピーチデモが行われてきたことは誠に遺憾であり、大変残念なことであります。

今般、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の成立により、国の意思が明確に示されたことを受け、本市としても、地域の実情に応じた施策を講じるべく様々な御意見を伺いながら、慎重に検討を重ねた結果、当該申請者が、過去において、成立した法で定める言動等を行ってきた事実に鑑み、今回も同様の言動等が行われる蓋然性が極めて高いものと判断し、不当な差別的言動から市民の安全と尊厳を守るという観点から、このような判断に至りました。

#### 資料6 川崎市におけるヘイトスピーチへの断固たる措置を求める要望書（平成28年5月30日）

上記の要望書を別紙のとおり、提出いたします。

平成28年5月30日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市議会議長 石田 康博

(別紙)

今月24日、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が国会で成立したことは、人権を尊重し、あらゆる差別の撤廃にむけたまちづくりを推進するための第一歩となるものと考えます。

しかし、このような国の動きにも関わらず、6月5日に川崎市でデモを行うという予告がされています。

デモの主催者は、過去にヘイトスピーチを伴うデモを市内で繰り返しており、もはや本市議会としてもこれを看過することはできません。

今回成立した法律には、罰則や禁止事項がなく、非常に難しい判断になると考えられますが、川崎市におかれましては、市内におけるたび重なるヘイトスピーチを根絶すべく、断固たる措置を講ぜられるよう、強く要望いたします。

#### 資料7 あらゆる差別の撤廃に向けたまちづくりの推進に関する決議（平成28年3月18日）

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチを巡っては、平成26年8月、国際連合人種差別撤廃委員会が、日本の状況に懸念を示し、政府に対して、毅然とした対処を実施することなどを求める勧告を行った。

国内でも同年12月、最高裁判所において、特定の民族や国籍の人々に対する差別的言動について違法性を認めた大阪高等裁判所の判決が確定した。

しかしながら、現在もヘイトスピーチは各地で行われており、終息の兆しは見えてこない。

本市は、これまで日本各地や海外から多くの人々が移り住み、活気あふれる「多文化共生のまち」として成長を続け、また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に参加する海外の

選手らと地域住民の交流を促進する政府のホストタウン構想で、英国のホストタウンとしても登録されており、そうした中、地域に暮らす外国人に対するヘイトスピーチが行われることは許されない。

よって、本市議会は、執行機関において実態調査など、ヘイトスピーチを根絶するための取組を早急に行われるよう強く求まるとともに、人権を尊重し、あらゆる差別の撤廃に向けたまちづくりを推進するために全力を尽くすことを強く決意するものである。

以上、決議する。

平成28年3月18日

川崎市議会

#### 資料8 ヘイトスピーチ対策に係る法整備を求める要望について（平成28年3月14日）

本市では、現在120を超える国籍・地域の外国人市民の方々約3万人が暮らし、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして活かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざしております。

これまで全国に先駆けて外国人市民代表者会議の条例設置や、多文化共生社会推進指針を策定するなど、外国人市民施策に取り組んでまいりました。

そうした中、近年、特定の国籍の外国人などを排斥し、差別を助長する趣旨の、いわゆるヘイトスピーチなど外国人を巡る人権問題について憂慮すべき状況が社会問題化しており、こうした言動は人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、一人ひとりの人権が尊重され共に生きる社会をめざす本市の姿勢と相容れざるものと言えます。

平成26（2014）年7月には国連自由権規約委員会から、8月には国連人種差別撤廃委員会からわが国に対し、ヘイトスピーチへの対応や規制を求める内容の厳しい勧告が相次いで出されたところです。

わが国においては、平成32（2020）年には東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、今後、多くの外国人が来訪することが予想されるところでもあります。

本市としては、こうした新たな状況に対応するため、あらゆる施策に人権尊重の視点を反映するとともに、これまでの取組を土台に平等と多様性（ダイバーシティ）を尊重しながら国際的な視点に立って一人ひとりの人間の尊厳を最優先する施策を推進してまいります。

国におかれては、ヘイトスピーチの規制など法整備等による実効性のある対策を早急に講じるとともに、啓発活動の充実など一層の取組みの強化を要望します。

平成28（2016）年3月14日

内閣総理大臣 安倍 晋三様

総務大臣 高市 早苗様

法務大臣 岩城 光英様

川崎市長 福田 紀彦

**資料9 泉佐野市民会館事件最高裁判決（損害賠償請求事件、最高裁判所 平成元年(才)第762号、平成7年3月7日第3小法廷判決）**

主 文 本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

一 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

1 上告人らは、昭和五九年六月三日に市立泉佐野市民会館（以下「本国会館」という。）ホールで「関西新空港反対全国総決起集会」（以下「本件集会」という。）を開催することを企画し、同年四月二日、上告人A1が、泉佐野市長に対し、市立泉佐野市民会館条例（昭和三八年泉佐野市条例第二七号。以下「本件条例」という。）六条に基づき、使用団体名を「E委員会」として、右ホールの使用許可の申請をした（以下「本件申請」という。）。

2 本国会館は、被上告人が泉佐野市民の文化、教養の向上を図り、併せて集会等の用に供する目的で設置したものであり、南海電鉄泉佐野駅前ターミナルの一角にあって、付近は、道路を隔てて約二五〇店舗の商店街があり、市内最大の繁華街を形成している。本国会館ホールの定員は、八一六名（補助席を含めて一〇二八名）である。

3 本件申請の許否の専決権者である泉佐野市総務部長は、左記の理由により、本件集会のための本国会館の使用が、本国会館の使用を許可してはならない事由を定める本件条例七条のうち一号の「公の秩序をみだすおそれがある場合」及び三号の「その他会館の管理上支障があると認められる場合」に該当すると判断し、昭和五九年四月二三日、泉佐野市長の名で、本件申請を不許可とする処分（以下「本件不許可処分」という。）をした。

(一) 本件集会は、E委員会の名義で行うものとされているが、その実体はいわゆるG派（H委員会）が主催するものであり、G派は、本件申請の直後である四月四日に後記の連続爆破事件を起こすなどした過激な活動組織であり、I連合会等の各種団体からいわゆる極左暴力集団に対しては本国会館を使用させないようにされたい旨の嘆願書や要望書も提出されていた。このような組織に本国会館を使用させることは、本件集会及びその前後のデモ行進などを通じて不測の事態を生ずることが憂慮され、かつ、その結果、本国会館周辺の住民の平穏な生活が脅かされるおそれがある、公共の福祉に反する。

(二) 本件申請は、集会参加予定人員を三〇〇名としているが、本件集会は全国規模の集会であって右予定人員の信用性は疑わしく、本国会館ホールの定員との関係で問題がある。

(三) 本件申請をした上告人A1は、後記のとおり昭和五六年に関西新空港の説明会で混乱を引き起こしており、また、G派は、従来から他の団体と対立抗争中で、昭和五八年には他の団体の主催する集会に乱入する事件を起こしているという状況からみて、本件集会にも対立団体が介入するなどして、本国会館のみならずその付近一帯が大混乱に陥るおそれがある。

4 本件集会に関連して、上告人らなしG派については、次のような事実があった。

(一)(1) 本件集会の名義人である「E委員会」を構成する六団体は、関西新空港の建設に反対し、昭和五七年、五八年にも全国的規模の反対集会を大阪市内の扇町公園で平穏に開催するなどしてきた。

- (2) 右六団体の一つで上告人A1が運営委員である「泉佐野・新空港に反対する会」は、本件会館小会議室で過去に何度も講演等を開催してきた。
- (3) 上告人A2が代表者である「E委員会」は、反対集会を昭和五二年ころから大阪市内の中之島中央公会堂等で平穩に開催してきた。
- (二)(1) ところが、昭和五九年に至り、関西新空港につきいよいよ新会社が発足し、同年中にも工事に着手するような情勢になってくると、「E委員会」と密接な関係があり、本件集会について重要な地位を占めるG派は、関西新空港の建設を実力で阻止する闘争方針を打ち出し、デモ行進、集会等の合法的活動をするにとどまらず、例えば、「1」 昭和五九年三月一日、東京の新東京国際空港公団本部ビルに対し、付近の高速道路から火炎放射器様のもので火を噴き付け、「2」 同年四月四日、大阪市内のM科学技術センター（関西新空港対策室が所在）及び大阪府庁（N対策部が所在）に対し、時限発火装置による連続爆破や放火をして九人の負傷者を出すといった違法な実力行使について、自ら犯行声明を出すに至った。G派は、特に右「2」の事件について、その機関紙『O』において、「この戦闘は一五年余のたたかいをひきつぐ関西新空港粉碎闘争の本格的第一弾である。同時に三・一公団本社火炎攻撃、三・二五三里塚闘争の大高揚をひきつぎ、五・二〇—今秋二期決戦を切り開く巨弾である。」とした上、「四・四戦闘につづき五・二〇へ、そして、六・三関西新空港粉碎全国総決起へ進撃しよう。」と記載し、さらに、「肉迫攻撃を敵中枢に敢行したわが革命軍は、必要ならば百回でも二百回でもゲリラ攻撃を敢行し、新空港建設計画をズタズタにするであろう。」との決意を表明して、本件集会がこれらの事件の延長線上にある旨を強調している。
- (2) G派は、本件不許可処分の日の前日である昭和五九年四月二二日、関西新空港反対闘争の一環として、泉佐野市臨海緑地から泉佐野駅前へのデモ行進を行ったが、「四・四ゲリラ闘争万才！ 関西新空港実力阻止闘争 G派」などと記載し、更に本件集会について「六・三大阪現地全国闘争へ！」と記載した横断幕を掲げるなどして、本件集会が右一連の闘争の大きな山場であることを明示し、参加者のほぼ全員がヘルメットにマスクという姿であり、その前後を警察官が警備するという状況であったため、これに不安を感じてシャッターを閉じる商店もあった。
- (3) 上告人A1は、G派と活動を共にする活動家であり、昭和五六年八月に岸和田市民会館で関西新空港の説明会が開催された際、壇上を占拠するなどして混乱を引き起こし、威力業務妨害罪により罰金刑に処せられたことがあった。また、右(2)のデモ行進の許可申請者兼責任者であり、自身もデモに参加してビラの配布活動等も行った。
- (三) G派は、従来からいわゆるQ派と内ゲバ殺人事件を起こすなど左翼運動の主導権をめぐって他のグループと対立抗争を続けてきたが、本件不許可処分のされた当時、次のように、他のグループとの対立抗争の緊張を高めていた。
- (1) 昭和五八年七月一日、大阪市内の中之島中央公会堂でいわゆる第四インターの主催する三里塚闘争関西集会が開催された際、G派が会場に乱入し、多数の負傷者や逮捕者を出した。
- (2) G派は、同月一八日付けの機関紙『O』において、「すべての第四インター分子は断罪と報復の対象である。絶対に等価以上の報復をたたきつけてやらなくてはならない。」と記述

し、さらに、昭和五九年四月二日付けの同紙において、一〇年前にR大学でG派の同志が虐殺された事件の犯人がQ派の者であることを報じて「S」の中で「反革命Tをせん滅・一掃せよ！」と記述し、同月二三日付けの同紙において、「四・四戦闘の勝利は同時に、四一六月の三里塚二期、関西新空港闘争の大爆発の巨大な条件となっている。」とした上、「間断なき戦闘と戦略的エスカレーションの原則にのっとりSをさらに発展させよ。この全過程を同時に脱落派、第四インター、U派など、メンシェビキ、解党主義的腐敗分子、反革命との戦いで断固として主導権を堅持して戦い抜かなければならない。」と記述している。

5 上告人らは、本件会館の使用が許可されなかったため、会場を泉佐野市h町の海浜に変更して本件集会を開催したところ、G派の機関紙によれば二六〇〇名が結集したと報じられ、少なくとも約一〇〇〇名の参加があった。

二 原審は、右一の事実関係に基づき、次のように説示して、本件不許可処分が適法であるとした。

(1) G派は、単に本件集会の一参加団体ないし支援団体というにとどまらず、本件集会の主体を成すか、そうでないとしても、本件集会の動向を左右し得る有力な団体として重要な地位を占めるものであった。

(2) 本件集会が開催された場合、G派と対立する団体がこれに介入するなどして、本件会館の外に混乱が生ずることも多分に考えられる状況であった。

(3) このような状況の下において、泉佐野市総務部長が、本件集会が開催されたならば、少なからぬ混乱が生じ、その結果、一般市民の生命、身体、財産に対する安全を侵害するおそれがある、すなわち公共の安全に対する明白かつ現在の危険があると判断し、本件条例七条一号の「公の秩序をみだすおそれがある場合」に当たるとしたことに責めるべき点はない。

(4) また、本件集会の参加人員は、本件会館の定員をはるかに超える可能性が高かったから、本件条例七条三号の「その他会館の管理上支障があると認められる場合」にも当たる。

三 所論は、本件条例七条一号及び三号は、憲法二一条一項に違反し、無効であり、また、本件不許可処分は、同項の保障する集会の自由を侵害し、同条二項前段の禁止する検閲に当たり、地方自治法二四四条に違反すると主張するので、以下この点について判断する。

1 被上告人の設置した本件会館は、地方自治法二四四条にいう公の施設に当たるから、被上告人は、正当な理由がない限り、住民がこれを利用することを拒んではならず（同条二項）、また、住民の利用について不当な差別的取扱いをしてはならない（同条三項）。本件条例は、同法二四四条の二第一項に基づき、公の施設である本件会館の設置及び管理について定めるものであり、本件条例七条の各号は、その利用を拒否するために必要とされる右の正当な理由を具体化したものであると解される。

そして、地方自治法二四四条にいう普通地方公共団体の公の施設として、本件会館のように集会の用に供する施設が設けられている場合、住民は、その施設の設置目的に反しない限りその利用を原則的に認められることになるので、管理者が正当な理由なくその利用を拒否するときは、憲法の保障する集会の自由の不当な制限につながるおそれが生ずることになる。したがって、本件条例七条一号及び三号を解釈適用するに当たっては、本件会館の使用を拒否することによって憲法の保障する集会の自由を実質的に否定することにならないかどうかを検討すべきである。

2 このような観点からすると、集会の用に供される公共施設の管理者は、当該公共施設の種類に応

じ、また、その規模、構造、設備等を勘案し、公共施設としての使命を十分達成せしめるよう適正にその管理権を行使すべきであって、これらの点からみて利用を不相当とする事由が認められないにもかかわらずその利用を拒否し得るのは、利用の希望が競合する場合のほかは、施設をその集会のために利用させることによって、他の基本的人権が侵害され、公共の福祉が損なわれる危険がある場合に限られるものというべきであり、このような場合には、その危険を回避し、防止するために、その施設における集会の開催が必要かつ合理的な範囲で制限を受けることがあるといわなければならない。そして、右の制限が必要かつ合理的なものとして肯認されるかどうかは、基本的には、基本的人権としての集会の自由の重要性と、当該集会が開かれることによって侵害されることのある他の基本的人権の内容や侵害の発生の危険性の程度等を較量して決せられるべきものである。本件条例七条による本件会館の使用の規制は、このような較量によって必要かつ合理的なものとして肯認される限りは、集会の自由を不当に侵害するものではなく、また、検閲に当たるものではなく、したがって、憲法二一条に違反するものではない。

以上のように解すべきことは、当裁判所大法廷判決（最高裁昭和二七年（オ）一一五〇号同二八年一月二三日判決・民集七卷一三号一五六一頁、最高裁昭和五七年（行ツ）第一五六号同五九年一月二日判決・民集三八卷一二号一三〇八頁、最高裁昭和五六年（オ）第六〇九号同六一年六月一日判決・民集四〇卷四号八七二頁、最高裁昭和六一年（行ツ）第一一号平成四年七月一日判決・民集四六卷五号四三七頁）の趣旨に徴して明らかである。

そして、このような較量をするに当たっては、集会の自由の制約は、基本的人権のうち精神的自由を制約するものであるから、経済的自由の制約における以上に厳格な基準の下にされなければならない（最高裁昭和四三年（行ツ）第一二〇号同五〇年四月三〇日大法廷判決・民集二九卷四号五七二頁参照）。

- 3 本件条例七条一号は、「公の秩序をみだすおそれがある場合」を本件会館の使用を許可してはならない事由として規定しているが、同号は、広義の表現を採っているとはいえ、右のような趣旨からして、本件会館における集会の自由を保障することの重要性よりも、本件会館で集会が開かれることによって、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合をいうものと限定して解すべきであり、その危険性の程度としては、前記各大法廷判決の趣旨によれば、単に危険な事態を生ずる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要であると解するのが相当である（最高裁昭和二六年（あ）第三一八八号同二九年一月二四日大法廷判決・刑集八卷一一号一八六六頁参照）。そう解する限り、このような規制は、他の基本的人権に対する侵害を回避し、防止するために必要かつ合理的なものとして、憲法二一条に違反するものではなく、また、地方自治法二四四条に違反するものでもないというべきである。

そして、右事由の存在を肯認することができるのは、そのような事態の発生が許可権者の主観により予測されるだけでなく、客観的な事実を照らして具体的に明らかに予測される場合でなければならないことはいうまでもない。

なお、右の理由で本件条例七条一号に該当する事由があるとされる場合には、当然に同条三号の「その他会館の管理上支障があると認められる場合」にも該当するものと解するのが相当である。

- 四 以上を前提として、本件不許可処分 of 適否を検討する。

- 1 前記一の4の事実によれば、本件不許可処分があった昭和五九年四月二三日の時点においては、本件集会の実質上の主催者と目されるG派は、関西新空港建設工事の着手を控えて、これを激しい実力行使によって阻止する闘争方針を採っており、現に同年三月、四月には、東京、大阪において、空港関係機関に対して爆破事件を起こして負傷者を出すなどし、六月三日に予定される本件集会をこれらの事件に引き続く関西新空港建設反対運動の山場としていたものであって、さらに、対立する他のグループとの対立緊張も一層増大していた。このような状況の下においては、それ以前において前記一の4(一)のように上告人らによる関西新空港建設反対のための集会が平穏に行われたこともあったことを考慮しても、右時点において本件集会が本件会館で開かれたならば、対立する他のグループがこれを阻止し、妨害するために本件会館に押しかけ、本件集会の主催者側も自らこれに積極的に対抗することにより、本件会館内又はその付近の路上等においてグループ間で暴力の行使を伴う衝突が起こるなどの事態が生じ、その結果、グループの構成員だけでなく、本件会館の職員、通行人、付近住民等の生命、身体又は財産が侵害されるという事態を生ずることが、客観的事実によって具体的に明らかに予見されたということが出来る。
- 2 もとより、普通地方公共団体が公の施設の使用の許否を決するに当たり、集会の目的や集会を主催する団体の性格そのものを理由として、使用を許可せず、あるいは不当に差別的に取り扱うことは許されない。しかしながら、本件において被上告人が上告人らに本件会館の使用を許可しなかったのが、上告人らの唱道する関西新空港建設反対という集会目的のためであると認める余地のないことは、前記一の4(一)(2)のとおり、被上告人が、過去に何度も、上告人A1が運営委員である「泉佐野・新空港に反対する会」に対し、講演等のために本件会館小会議室を使用することを許可してきたことから明らかである。また、本件集会が開かれることによって前示のような暴力の行使を伴う衝突が起こるなどの事態が生ずる明らかな差し迫った危険が予見される以上、本件会館の管理責任を負う被上告人がそのような事態を回避し、防止するための措置を採ることはやむを得ないところであって、本件不許可処分が本件会館の利用について上告人らを不当に差別的に取り扱ったものであるということとはできない。それは、上告人らの言論の内容や団体の性格そのものによる差別ではなく、本件集会の実質上の主催者と目されるG派が当時激しい実力行使を繰り返し、対立する他のグループと抗争していたことから、その山場であるとされる本件集会には右の危険が伴うと認められることによる必要かつ合理的な制限であるということが出来る。
- 3 また、主催者が集会を平穏に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条に反対する他のグループ等がこれを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれがあることを理由に公の施設の利用を拒むことは、憲法二一条の趣旨に反するところである。しかしながら、本件集会の実質上の主催者と目されるG派は、関西新空港建設反対運動の主導権をめぐって他のグループと過激な対立抗争を続けており、他のグループの集会を攻撃して妨害し、更には人身に危害を加える事件も引き起こしていたのであって、これに対し他のグループから報復、襲撃を受ける危険があったことは前示のとおりであり、これを被上告人が警察に依頼するなどしてあるかじめ防止することは不可能に近かったといわなければならない。平穏な集会を行おうとしている者に対して一方的に実力による妨害がされる場合と同一に論ずることはできないのである。
- 4 このように、本件不許可処分は、本件集会の目的やその実質上の主催者と目されるG派という団体の性格そのものを理由とするものではなく、また、被上告人の主観的な判断による蓋然的な危険

発生のおそれを理由とするものでもなく、G派が、本件不許可処分があった当時、関西新空港の建設に反対して違法な実力行使を繰り返し、対立する他のグループと暴力による抗争を続けてきたという客観的事実からみて、本件集会が本件会館で開かれたならば、本件会館内又はその付近の路上等においてグループ間で暴力の行使を伴う衝突が起こるなどの事態が生じ、その結果、グループの構成員だけでなく、本件会館の職員、通行人、付近住民等の生命、身体又は財産が侵害されるという事態を生ずることが、具体的に明らかに予見されることを理由とするものと認められる。

したがって、本件不許可処分が憲法二一条、地方自治法二四四条に違反するということはできない。

五 以上のとおりであるから、原審の判断は正当として是認することができ、その余の点を含め論旨はいずれも採用することができない。

よって、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官園部逸夫の補足意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

裁判官園部逸夫の補足意見は、次のとおりである。

一 一般に、公の施設は、本来住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（地方自治法二四四条一項）であるから、住民による利用は原則として自由に行われるべきものであり、「正当な理由」がない限り利用を拒むことはできない（同条二項）。右の規定は、いずれも、住民の利用に関するものであるが、公の施設は、多くの場合、当該地方公共団体の住民に限らず広く一般の利用にも開放されているという実情があり、右の規定の趣旨は、一般の利用者にも適用されるものと解される。他方、公の施設は、地方公共団体の住民の公共用財産であるから、右財産の管理権者である地方公共団体の行政庁は、公の施設の使用について、住民・滞在者の利益（公益）を維持する必要があるか、あるいは、施設の保全上支障があると判断される場合には、公物管理の見地から、施設使用の条件につき十分な調整を図るとともに、最終的には、使用の不承認、承認の取消し、使用の停止を含む施設管理権の適正な行使に努めるべきである。

右の見地に立って本件をみると、会館の管理権者である市長（本件の場合、専決機関としての総務部長）が、本件不許可処分に当たって、「その他会館の管理上支障があると認められる場合」という要件を定めた本件条例七条三号を適用したことについては、法廷意見の挙示する原審の確定した事実関係の下では、総務部長の判断が不適切であったとはいえず、また、本件会館の使用に関する調整を行うことが期待できる状況でなかったことも認められる以上、右判断に裁量権の行使を誤った違法はないというべきである。

二 ところで、公の施設の利用を拒否できる「正当な理由」は、さきに述べた公の施設の一般的な性格から見て、専ら施設管理の観点から定めるべきものであることはいうまでもない。しかし、本件会館のような集会の用に供することを主な目的とする施設の管理規程については、その他の施設と異なり、単なる施設管理権の枠内では処理することができない問題が生ずる。

本件条例は、会館が自ら実施する各種事業のほか、所定の集会に会館を供すること（同五条各号）、会館の使用については、市長の許可を要すること（同六条）、使用を不許可としなければならない要件（同七条各号）を定めている。右の要件の一つとして、七条一号（以下「本件規定」という。）に「公の秩序をみだすおそれがある場合」という要件があるが、これは、いわゆる行政法上の不確定な法概

念であるから、平等原則、比例原則等解釈上適用すべき条理があるとはいえ、総務部長に対し、右要件の解釈適用についてかなり広範な行政裁量を認めるものといわなければならない。しかも、右の要件を適用して会館の使用の不許可処分をすることが、会館における集会を事実上禁止することになる場合は、たとえ施設管理権の行使に由来するものであっても、実質的には、公の秩序維持を理由とする集会の禁止（いわゆる警察上の命令）と同じ効果をもたらす可能性がある。この種の会館の使用が、集会の自由ひいては表現の自由の保障に密接にかかわる可能性のある状況の下において、右要件により、広範な要件裁量の余地が認められ、かつ、本件条例のように右要件に当たると判断した場合は不許可処分をすることが義務付けられている場合は、条例の運用が、右の諸自由に対する公権力による恣意的な規制に至るおそれがないとはいえない。したがって、右要件の設定あるいは右要件の解釈については、憲法の定める集会の自由ひいては表現の自由の保障にかんがみ、特に周到な配慮が必要とされるのである。

本件条例は、公物管理条例であって、会館に関する公物管理権の行使について定めるのを本来の目的とするものであるから、公の施設の管理に関連するものであっても、地方公共の秩序の維持及び住民・滞在者の安全の保持のための規制に及ぶ場合は（地方自治法二条三項一号）、公物警察権行使のための組織・権限及び手続に関する法令（条例を含む。）に基づく適正な規制によるべきである。右の観点からすれば、本件条例七条一号は、「正当な理由」による公の施設利用拒否を規定する地方自治法二四四条二項の委任の範囲を超える疑いがないとはいえない（注）。

（注） 現に、自治省は、公の施設及び管理に関するモデル条例の中に置くことのできる規定として、「公益の維持管理上の必要及び施設保全に支障があると認められるときは、使用を承認しないことができる。」という例を示しており、本件規定のような明らかに警察許可に類する規制は認めていない。

三 私の見解は、以上のようなものであるところ、法廷意見の三は、本件規定について、極めて限定的な解釈を施している。私は右のような限定解釈により、本件規定を適用する局面が今後嚴重に制限されることになるものと理解した上で、法廷意見の判断に与するものである。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	大	野	正	男
裁判官	園	部	逸	夫
裁判官	可	部	恒	雄
裁判官	千	種	秀	夫
裁判官	尾	崎	行	信

資料 10 優先審議報告書「ヘイトスピーチ対策に関する提言（抄）」  
（川崎市人権施策推進協議会 平成 28(2016)年 12 月 27 日）

取り組むべき事項

《項目 1 公的施設の利用に関するガイドラインの策定》

ヘイトスピーチによる市民の被害を防止するため、市が所管する公的施設（公園、市民館等）において、ヘイトスピーチが行われないよう対処する必要がある。

そのためには条例の制定又は改正をすべきであるが、当面は、各施設の既存の条例の解釈を明確化すべく、早急に、公的施設の利用に関するガイドラインを策定する必要がある。

【協議会の意見】

- ・ 公的施設の利用については、憲法及び地方自治法の観点から許可を原則としなければならない。
- ・ しかし、「不当な差別的言動が行われるおそれが客観的な事実に照らして具体的に認められる場合」については、不許可とすべきである。
- ・ 上記の判断に際しては、客観的な基準が必要であり、ガイドラインを速やかに策定する必要がある。
- ・ ガイドラインには、判断に際して恣意性を疑われないしくみをはじめとした、別表に示す要素等を盛り込む必要がある。
- ・ 取り急ぎ、暫定的な対応として、既存の関係条例の解釈を明確化するようなガイドラインを策定するよう提言するものである。
- ・ また、集会・表現の自由を損なわないよう、ガイドラインにおいて規制対象や手続きを明確にして、慎重に運用しなければならない。

○（別表）ガイドラインに盛り込むべき要素

	項目	主な内容
1	目的	規制対象となる行為、利用制限は必要不可欠な場合であるべきこと等
2	定義	どのような言動がヘイトスピーチに該当するか市民等にわかりやすく示す
3	具体的な解釈	関係する既存の各条例における一般的な制限条項の具体的な解釈
4	具体的な手続き	利用申請から許可・不許可等の決定までの具体的な手続き
5	利用制限の種類	「許可」が原則で、「不許可」「警告」「条件付き許可」など

6	利用許可の取消	利用許可後にヘイトスピーチが行われることが明らかになった場合の取消手続き
7	第三者機関的なしくみづくり	利用制限の恣意的判断を排除するために、市等が意見を聞くしくみ

○特に留意すべき点

①「定義」について

- ・ 公的施設の利用は表現の自由によって手厚く保障されるべきものであるから、「利用制限は必要不可欠な場合に限る」とのより厳格な表現を用いるべきである。
- ・ 規制対象となる行為については、特に明確に定義することが必要であり、「ヘイトスピーチ解消法」のみならず人種差別撤廃条約上の要請も組み入れるべきである。
- ・ 適法居住要件については、「人権かわさきイニシアチブ」および人種差別撤廃条約の要請を適切に踏まえた考慮が求められる。

②「第三者機関的なしくみづくり」について

- ・ 恣意的な判断を避けるため、第三者が関与するしくみが必要不可欠である。
- ・ 現行制度の中で何らかの第三者機関（例えば本協議会の部会等）を設けることを検討し、それが難しいようであれば、恣意的な判断をしていないと示すことができる、第三者が関与するしくみが必要である。

③ガイドラインの策定・運用について

- ・ 策定・運用にあたっては、憲法との適合性を損なうことがないように、慎重に対応することが求められる。

《項目2 インターネット上の対策》

インターネット上のヘイトスピーチによる被害は深刻であり、その解消に向けた対策を、積極的に講じていく必要がある。

具体的には、SNSを活用した発信や、積極的な削除要請などを行う必要がある。

**【協議会の意見】**

- ・ 市の多文化共生などの施策や取組等を積極的にSNSで発信していく必要がある。
- ・ インターネット上のヘイトスピーチに関して、客観的な事実が明らかな場合、積極的に削除要請を行うべきである。
- ・ 市民に対して、インターネット上のヘイトスピーチに関して、市に積極的に情報を寄せてもらうことも必要である。

○特に留意すべき点

①「SNSでの発信」について

- ・既存の取組施策の発信に加え、客観的な事実に基づき、誤っている情報を市が正していくような発信が必要である。

②「削除要請」について

- ・市が国（法務局）と協力して、あるいは、市自らも削除を要請すべきである。
- ・また、そうした対応が可能であることについて市民に知らせるとともに、情報を寄せてもらう取組も行うべきである。

③対応範囲について

- ・川崎市として対応できる範囲を明確にする必要があり、さらなる検討が求められる。（川崎市内で発生あるいは川崎市民に関すること等）

### 《項目3 制定すべき条例の検討》

項目1及び2の対応が早急に求められるが、ヘイトスピーチ対策はそれで終わるものではない。人権全般を見据えた条例の制定に必要な作業に入るべきである。

#### 【協議会の意見】

- ・ヘイトスピーチ対策に特化したものではなく、ヘイトスピーチにつながっていく土壌に、直接対処する幅広い条例が必要である。
- ・内容については、ヘイトスピーチ対策も含めた多文化共生、人種差別撤廃などの人権全般にかかるものが想定される。

○特に留意すべき点

- ・協議会及び部会において、幅広い条例が必要との認識では一致したところであり、具体的な内容については、ヘイトスピーチ対策を含めた多文化共生、人種差別撤廃などの人権全般にかかるものが求められる。

## 審議経過

### 【第2回人権施策推進協議会】

開催日：平成28（2016）年7月13日（水）

#### ○ 諮問

- （1） 「差別や偏見のない社会を実現するための施策の強化」について

#### ○審議事項

- （1） 優先審議（ヘイトスピーチ対策に関すること）について
- （2） 多文化共生社会推進指針に関する部会の委員追加について
- （3） 年間スケジュールの変更（案）について

#### ○報告事項

- （1） 「人権かわさきライツ基準」の制定について
- （2） 子どもの権利に関する取組について

#### ○その他

### 【第1回多文化共生社会推進指針に関する部会】

開催日：平成28（2016）年7月20日（水）

#### ○議事

- （1） 部会長の選出
- （2） 優先審議（ヘイトスピーチ対策に関すること）
- （3） 今年度の審議計画について

#### ○報告事項

- （1） 多文化共生社会推進指針に基づく実施状況等について
- （2） 川崎市外国人市民意識実態調査（インタビュー調査）報告書について

#### ○その他

### 【第2回多文化共生社会推進指針に関する部会】

開催日：平成28（2016）年8月10日（水）

#### ○報告事項

- （1） 前回会議の確認
- （2） 国・県のヘイトスピーチ対策の現状

#### ○議事（ヘイトスピーチ対策に関すること）

- （1） 参考人からの説明及び質疑応答
- （2） 審議

#### ○その他

### 【第3回人権施策推進協議会】

開催日：平成28（2016）年9月7日（水）

○報告事項

- (1) 他都市状況等について
- (2) 部会での審議内容について

○審議事項

- (1) 優先審議（ヘイトスピーチ対策に関すること）について
- (2) 第3回部会での審議事項の確定について

○その他

- (1) かわさきパラムーブメントについて

**【第3回多文化共生社会推進指針に関する部会】**

開催日：平成28（2016）年10月19日（水）

○報告事項

- (1) 人権施策推進協議会の報告

○議事

- (1) 公的施設の利用について基準に盛り込むべき要素について
- (2) インターネット上の拡散の問題への対応について
- (3) 総括
- (4) 協議会への報告について

**【第4回人権施策推進協議会】**

開催日：平成28（2016）年11月16日（水）

○報告事項

- (1) 部会での審議状況について

○審議事項

- (1) 優先審議（ヘイトスピーチ対策に関すること）について
- (2) 「報告」の骨子（案）について

○その他

- (1) 次回の協議会に向けて
- (2) 人権週間に先立つ啓発活動について

**【正副会長部会長会議】**

開催日：平成28（2016）年12月7日（水）

○議事

- (1) 優先審議事項に関する報告書（案）について

## 第2期川崎市人権施策推進協議会委員

平成28(2016)年6月10日現在(敬称略)

	氏名	職業・役職等
1	あおき ゆきお 青木 幸夫	市民委員
2	あべ こうき ◎阿部 浩己	神奈川大学法科大学院 教授
3	あべ たかあき 阿部 孝明	市民委員
4	おの みちこ 小野 通子	弁護士
5	かなづみ みちこ ○金澄 道子	弁護士
6	きたい だいすけ 北井 大輔	市民委員
7	さかい みちこ 酒井 道子	川崎人権擁護委員協議会 総務
8	さとう よしあき 佐藤 芳昭	公益財団法人川崎市老人クラブ連合会 事務局長
9	せきやま すずむ 関山 進	公益財団法人川崎市身体障害者協会 理事
10	ながつま いくこ 長妻 郁子	川崎市教職員組合 教文部長
11	なかの ゆうじ 中野 裕二	駒澤大学法学部 教授
12	ぼく よんじゃ ○朴 栄子	社会福祉法人青丘社 職員
13	ほしかわみ よこ 星川美代子	川崎市民生委員児童委員協議会 常任理事

◎会長、○副会長

川崎市人権施策推進協議会 多文化共生社会推進指針に関する部会 委員名簿

任期：平成28年7月20日～平成30年3月31日

氏 名	現職・主な活動	備考
小宮山 健治 (こみやま けんじ)	前公益財団法人 川崎市生涯学習財団理事長	
坪谷 美欧子 (つぼや みおこ)	横浜市立大学国際総合科学部准教授	
チャート 出意人 (チャート デイビト)	外国人市民代表者会議第8期、第9期代表者社会生活部会長	
中野 裕二 (なかの ゆうじ)	駒澤大学法学部教授	部会長
裊 重度 (べえ ちゆんど)	社会福祉法人 青丘社理事長 一般社団法人 神奈川人権センター副理事長	
森下 和子 (もりした かずこ)	公益財団法人 川崎市国際交流協会 常務理事・事務局長	